

チェインバレンとファーミンについて

— その社会・経済思想を中心に —

芳 賀 守

目 次

- 1 問題の所在
- 2 両者の生涯と社会的活動について
- 3 両者の主張について
- 4 両者の主張の相違について
 - (1) 宗教思想について
 - (2) 政治論について
 - (3) 教育論について
 - (4) 労働・経済論について
- 5 まとめ

1 問題の所在

T・モアの『ユートピア⁽¹⁾』（1516年）から一世紀余を経て、17世紀のイギリス革命期にあたり、社会・経済政策の面から多彩なあまたの論策が発表された⁽²⁾。

ここでとりあげる貧民論者⁽³⁾—チェインバレン（Peter Chamberlen, 1601～83）やファーミン（Thomas Firmin, 1632～97）もまた上記、論策提案者の中に位置づけられるものであろう。だがしかし彼らの主張は、絶対王政下に

おける貧民救済論⁽⁴⁾に比べ問題設定やその対策などにおいて、極めて特色ある⁽⁵⁾ものであった。

ところでチェインバレンはイギリス革命の進行途上において、その所見『貧民の代弁者⁽⁶⁾』 *The Poor Mans Advocate*, 1649 を発表し、ファーミンは革命の反動期にその見解『貧民雇傭のための若干の提案⁽⁷⁾』 *Some Proposal for the employing of the Poor*, 1678 を公表した。この間、両者の間に約30年の開きがあるに過ぎない。しかしながら両者の主張を仔細に検討するならば、等しく貧民の生活の擁護⁽⁸⁾という立場に立って、強く彼らの救済と更生を世人に訴えたものであるが、なお彼らの言葉のニュアンスと力点の置き方に筆者は大きな相違を見出す⁽⁹⁾ものである。端的に言えば、チェインバレンは共和制を背景とし＜急進的（社会主義的）＞傾向を有するのに対して、ファーミンは議会制的王政の反動期において＜社会改良主義的＞内容の発言をなすものであった。

しかしながら、これら両者の発言内容については、これまであまり多くの人々によって論評されることはすくなかった。すなわちファーニスはその論述⁽¹⁰⁾の中で、イギリス後期重商主義者の労働理論としてそれぞれ彼らの所説を引用する。また恐らくファーニスが自己の著述の典拠となしたであろうイーデンの著作⁽¹¹⁾にはファーミンの『提案』に関する若干の説明を収録するに止まる。周知のベアの力作『イギリス社会主義史⁽¹²⁾』において彼は、チェインバレンの所説のみを「…はるかに歴史的価値がある…」ものと高く評価しながら手ぎわよく陳述する。

さてわが国の場合を見るに、故服部博士⁽¹³⁾は賃銀政策論（史）の立場から、ファーミンについてだけ言及され、高橋博士も彼らの論述を重商主義経済学説の領域に含めて紹介される。他方、浜林氏はチェインバレンの所見を、特に経済思想史上「貧民問題」論の中に包括し生産力の発展への展望をもつものとして論評し、ファーミンについては後日に譲った。

筆者の意図は、上記それぞれの諸著作に導かれながら、いささかチェインバレンとファーミンの社会・経済思想について考察することである。そしてこの

チェインバレンとファーミンについて

ため、彼らのパンフレットやモノグラフなどを通しそれらの見解をできるだけ明らかにすると共に、それら主張のもつ歴史的な位置づけをも試みようとする者である。この場合、両者相互間の継承関係と後代への影響などにも注意しながら行論を進めて行くつもりである。

- (1) Cf. T. More, *Utopia*, 1516, Penguin Books. 平井正穂訳, 岩波文庫参照。
「ユートピア」周辺の問題についてはさし当り拙稿「ベーコンとペティ」二, 参照(福島大学『商学論集』35・3所収)。
- (2) このことについては、それぞれ視角と力点を異にするも、下記文献はすぐれて参考になるう。
水田洋編『イギリス革命』御茶の水書房。
浜林正夫『イギリス市民革命史』未来社。
田村秀夫『イギリス革命思想史』創文社。
E. Bernstein, *Cromwell & Communism* by H. J. Stenning, 1963.
- (3) 浜林正夫「イギリス革命期の経済思想(Ⅵ)―貧民問題―」(小樽商大『商学討究』17・3所収)ならびに松川七郎『ウィリアム・ペティ』岩波, 第二章第五節参照。
- (4) 服部英太郎著作集Ⅲ『賃銀政策論の史的展開』未来社, 一編一章一節参照。
- (5) それらの点については、以下漸次明らかにするつもり。
- (6)・(7) 使用底本は何れも中央大学・田村秀夫教授所蔵にかかるマイクロフィルムによる(大英博物館蔵)。

上記、浜林論攻(「経済思想」(Ⅵ)46頁, 脚注(1)参照)によれば、チェインバレンの著作は八点あるといわれる。但し筆者は下記資料についてのみ閲読。

The Poore Mans Advocate, 1649.

A Discourse between Cap. Kiffin and Dr. Chamberlain, 1654.

A Perfect Account, 1654.

A Scourge for a Denn of Thieves, 1659.

An Answer to a Proposition, 1659.

Legislative Power in Problemes, 1659.

筆者は、チェインバレンの『代弁者』発行の年を一応1649年4月25日としておく。(この点につき上記、浜林論攻47頁脚注(2)を参照)。これは匿名の資料。

次にチェインバレンの正しい綴字 Chamberlen か Chamberlin または Chamberlain か明確でない点がある。本文中は一応 Chamberlen と統一する。

- (8) ここに<生活の擁護>とは唯単に彼らの生活の擁護を意味するだけではなく、平和で健康的な日常生活を営むことを意味しよう。

第 2 号

- (9) これらの点に関しては漸次、明かにして行くつもり。
- (10) Cf. E.S. Furniss, *The Position of the labour in a system of Nationalism*, 1965, Chap. II, IV.
- (11) Cf. F.M. Eden, *The State of the Poor* by A.G.L. Rogers, 1928, pp.33f. この中でイーデンは、ファーミン『提案』をより重要な類いの計画 a scheme of a more serious kind と評価し、それはティロットソン大司教へあてた手紙の一部だと述べている。(Cf. *ibid.*, op. cit., p.33. 都築忠七—イーデン『貧民の状態』91頁参照『山口大学山口経済学雑誌』第二巻第三号所収)。
- (12) Cf. M. Beer, *A History of British Socialism*, Vol. one, by R.H. Tawney, Chap. V, 6.—The Social Reformers. ベアはファーミンを除いているが、恐らくそれはファーミンの主張に社会主義的内容(=「政治・経済的思想」)を認めなかったからであろう。ベアもまた明確に「内乱勃発から17世紀末までにもまた、いろいろの社会改革論者が現われた。ただわれわれが取りあげるのは、その計画が社会主義的要素を含んでいる改革論者だけであるから、……」とことわっている。(Ibid., op. cit., p.71. 大島訳(→)143頁)。
- (13) 服部著作集Ⅲ『展開』33—4頁参照。
- (14) 高橋誠一郎『改訂重商主義経済学説研究』703, 710~12頁参照。
- (15) 前掲浜林「経済思想・(Ⅵ)」Ⅵ項参照。

2 両者の生涯と社会的活動について

チェインバレンは代々の医師の家に生れた。彼の祖父はパリーで外科医を開業しプロテスタントであった。父親は宗教上の理由から妻子を連れ、イギリスへ亡命し、1596年ロンドンに定住したといわれる。そして当時、最も名高い産科医の一人となり、のちジェームズ一世とチャールズ一世の皇后達の侍医として非常な好遇を受けたと。そしてその名声は「短い産婆術用の鍮子」the short midwifery forceps に基づくものであったという。

問題の人チェインバレンは、チェインバレン家の秘術・鍮子の利用によって相当の財産を得たものらしい。(ただし果たして、この<鍮子>は彼の祖父の発明によるものか、どうかは疑わしいといわれる)。

彼は1601年5月8日出生。1683年12月22日に死去。彼はケンブリッジにあるマーチャント・テイラーズの学校とエンマニュエル単科大学に学び、1619年医

チェーンバレンとファーミンについて

学博士 the degree of M.D. の称号をとり、オックスフォード、ケンブリッジ両大学の会員になり、1628年医科大学の会員 a fellow of the College of Physicians として認められた。

しかもこの頃、彼は理髪外科医のために解剖学の講義などをなし、国王にその才能を非凡な外科医として認められるようになったと。このようにして彼は漸次、富と名声とを得て自信を深めて、1634年に助産婦協会 the incorporation of midwives へある提案を試みたりなどした。彼の社会的活動と発言はこの辺りから始まるものであろう。また彼は、議会への請願（1648年）とか、〈公衆浴場設置案〉の執筆による公衆衛生に関する世論の喚起とか、あるいは彼のアイデアにかかる風力によるプロペラ運搬車設計書の出版なども行なったと。

彼の宗教的立場は、最初「独立派」であり、のち「再洗礼派」an anabaptist へかわり、終始ピューリタンであった。だが、〈王政復古〉の際には大喝采をもって、国王チャールズ二世を迎えたといわれる。彼はその後、王の侍医となり、聖ステフェン教会の近くに居住して、時々神学上のパンフレットを出版したともいわれる。

彼はしばしばオランダを訪れ、またイギリスにおいて発明の独占権を請願したりもした。彼は死亡後エセックスにある教区・教会の庭に埋葬された。

上記のように彼の一生は、家庭的にも（彼は二度結婚はしたが）、社会的にも大きな波瀾もなく、財をなし、榮譽は十分得たと思われる。

以上がチェーンバレン家ならびにP・チェーンバレンその人にかかわる梗概[※]である。

※ Cf. *The Dictionary of National Biography*, Vol. IV., pp.13 ff. 浜林氏も紹介している（「経済思想」（Ⅵ）46頁参照）、秘法・錯子はチェーンバレン家の発明かどうかはかなり疑わしいが、この「助産婦用錯子」の利用は同家に多大の財産をもたらしたと。この胎児を無事、母体から取り出す道具は、その後種々改良され、その知識はチェーンバレン家によって秘匿された財産であったと記されている（Cf. *ibid.*, op. cit., pp.13, 15）。なお付言すれば、彼についての〈伝記〉は、殆ど見当らない。

第 2 号

他方T・ファーミンは1632年6月サフォーク州のイピスウィッチに生れた。父親はヘンリー・ファーミンである。両親共に裕福ではなかったが、しかしそれは窮貧という程のものではなかったと。神は彼らに豊裕よりも「ソロモンの望み」The wish of Solomonを与えたものといわれる。そして彼らは当時ピューリタンであった。両親は、真面目で勤勉であり、良き行為をなし、敬虔であったといわれる*。

※ Cf. *The Life of Mr. Thomas Firmin, Late Citizen of London. Written by one of his most intimate Acquaintance*, London, pp.5f. (底本は中央大・田村秀夫教授所蔵のもの)

前述のように、チェインバレンが資産豊かな代々の医師の息子で、恵まれた環境であったのに比べ、ファーミンは反対に、ロンドンにある毛織物商の許へ徒弟奉公に出された。この親方商人は、当時アルミニウス派の信者で聖・ステーションの教区牧師であったと。ファーミンはこの人の影響を多分に受け、時々はこの親方兼牧師の説教をへこましたといわれる。従って俊敏な若者で、彼はそれ故に「スピリット⁽⁹⁾」^①「聖霊」というあだ名を得た。

やがて彼は百ポンドの資本をもとでにして腰帯と反物商 a girdler and mercer の商売を始め、その店舗はロンバード街、スリーキングスコートにあったという。彼の資力は僅かなものであったが、自分の友人達一非国教派牧師達⁽⁹⁾ ministers一を招待することを喜び、彼はヒューマンで卒直な態度をもって心から彼等を歓待した。そして多くの牧師達と親交をもち、特に彼より幾らか年上で、彼の博愛精神に大きな影響を及ぼしたといわれるビドル⁽⁴⁾ (J. Biddle, 1615~1662) とは極めて親近の間柄であったという。そして彼らはみな当時の著名な積極的な活動的宗教家であったと。

D. N. B.⁽⁵⁾ に拠れば、ファーミンとビドルとの「出会い」について、二つの重要な要因をわれわれに教示している。一つはビドルがファーミンの資質に与えた影響とファーミンの宗教観に転換の契機をもたらしたということ。二つはそのことから社会的活動への意欲に関心=貧民問題への献身ということであ

チェーンバレンとファーミンについて

る。そしてファーミンは、唯単に貧民へ「施し物をなすこと」almsgivingは無意味であることをビドルから学び、かれ等の貧窮状態を十分に個別調査をなし、その実態調査に基づいて救済策の実施・運営を進め、彼らの窮貧状態からの脱却を図ることによって「貧民問題」の解決に迫ろうとした。しかもファーミンはこの仕事をなすことを自分自身の天職とまで考えたといわれる。

次にファーミンの宗教上の姿勢として重要な事柄は、宗教的寛容⁶⁾の立場を堅持したことである。彼はビドルの〈三位一体説に関する信仰告白⁷⁾〉について理解を示し、ビドルのO・クロムウェルによるシリー島への追放という弾圧の際には、ビドルを物・心両面より援助したといわれる。ファーミンの被抑圧者the oppressedに対する同情は、殆ど彼の宗教的心情からreligious leaningの発露であったという。そして彼の宗教的被抑圧者に対する援助は、しばしば募金という支援の形をとって行なわれた(1662, 1681年)。とりわけ彼はポーランドのカルヴァイニスト達⁸⁾を救済するために尽力したと。

彼の宗教的な諸知識は相互の会話を通して得られたらしい。彼は、当時有名な宗教家ティロットソン(John Tillotson, 1630~94)と交友関係を保持しつついろいろと彼に協力したといわれる。ただ彼はローマン・カソリックに対してははっきりと憎悪の念を示したという。

やがて彼は1673年に「施療院」Christ's Hospitalの院長になった。これは彼の真価の一般に認識された最初のものであろう。かくして彼の社会的経済的に活動するための舞台と諸条件は、一応整ったといわれよう。ファーミンはイギリス社会の17世紀後半における政情の不安定、原蓄過程の昂進、度重きなる戦争等による離職者、失業者、浮浪人等の貧民救済を、ただ単に〈教区〉のみに任せるという従来の形式的な方法によるものではなくして、真の救済—貧民の物質的生活の向上と精神的資質の発展—とに求めたのである。

この真正の博愛主義者、ファーミンは幾多の仕事の計画と実行等による過労と栄養失調のために肺をわずらい、1697年12月20日死亡した。彼の遺骸は「救貧院」の回廊の傍に埋葬された。そこはまことに彼にはふさわしい場所だったといわれよう。

ファーミンの出版物は前記『若干の提案』1678年、4折版のものだけである。その後これは増補された形で1681年、1787年と再版された。彼の出版物の少ない理由の一つはチェインバレンと異なり、学問的素養もなく、また〈商人〉としての建前が、彼をしてペンよりも寧ろ実践的活動へと赴かしめたからであろう。しかしながら、そこにこそ彼の面目が発揮されたといつてよい。

以上がファーミンの生涯に関する略歴⁽⁹⁾である。

次に二人の所見とその歴史的意義について以下に検討を進めたい。

- (1) アルミニウス派の祖はハーメンセンス (Jacob Harmensen (Harmensz) , 1560 ~1609)といわれる。オランダの神学者。ライデン大学に学び、ジュネーブに留学。ここで老ベーズ (Theodorus Beza, 1519~1605, フランスのプロテスタント神学者, 宗教改革論, 文学者) を聴講。アムステルダム改革派に属する説教者として活動 (1688)。彼は聖書および論敵の主張を研究するうち、神は万人に救いを提供し、神の選びは将来生ずべき信仰と不信仰との予知に基づくという思想に到達した (アルミニウス主義) といわれる。彼の分派はアルミニウス派 (あるいは諫責派 Remonstrant) と呼ばれ、イギリスやドイツおよびアメリカに普及したと (岩波『西洋人名辞典』91, 541, 558頁参照)。
- (2) この渾名はもちろんファーミンを敬愛して、彼が聖書の知識に精通し、活動的であったことに対して彼に与えられた愛称であろう。Cf. *The Life of Mr. T. Firmin*, op. cit., p.7.
- (3) 非国教派牧師たちが具体的にだれであるかはっきりしない。だが、*D.N.B.* に抛ると次の人物が列記されている。すなわち、…with such men as Whitchcote, Worthington, Wilkins, Fowler, and Tillotson. …acquainted with Biddle, … (Cf. *The D.N.B.*, Vol. VII, p.46; *The Life of Mr. T. Firmins*, op.cit., p.14) である。だが上記の中、ティロットソン (——比較的名前が知られ、1691年にカンタベリー大司教に就任) とウイルキンスは明かに国教派牧師であろう (岩波前記辞典, 860頁参照)。なおウイルキンスも、のち司教となる (Cf. *The Life.*, op. cit., p.14)。ビドルは明かにイギリスの宗教改革者でプロテスタント。註(4)で説明。
- (4) 彼はイギリスのユニテリアン Unitarians (プロテスタントの一派。正統主義に反対。三位一体 Trinity の教理を認めず、神は唯一なり (unity) とし、キリストを神としない、人間性を強調する。『社会科学大事典』18, 鹿島出版会, 213—4頁参照) の創始者といわれる。教会の三位一体説に疑問を持ち、それに関し12ヶ条の論文《Twelve questions or arguments》を書いて発表したため、教会の忌諱にふれ、

チェインバレンとファーミンについて

5 回投獄され、最後に熱病で獄死。1654年O・クロムウェルによって弾圧、流島されたが、終始自説を枉げず、その性格は道徳的で慈悲深かったという。(岩波・『人名辞典』1114頁参照)。

- (5) Cf. *The D.N.B.*, Vol. VII, p.46. なお蛇足ながらファーミンは、ビドルの敬虔さ、立派な行為、そして学問に対し極めて正しい尊敬の念をもっていたといわれる。Cf. *The Life of Mr. T. Firmin*, op.cit., p.10.
- (6) 寛容 religious toleration の思想については、とりあえず浜林正夫「イギリスにおける寛容思想の成立」(季刊『社会思想』1巻3号所収) 参照。
- (7) 原名は *Confession of faith touching the Holy Trinity* (岩波前掲『辞典』1114頁「主著」参照)らしい。三位一体とは周知のごとく父なる神、子なる神、聖霊を一体とみることである。(Cf. *The Life*, op.cit., pp.18~26)
- (8) この辺の史実について、筆者は不明。さし当り下記文献参照。梅根悟『コメニウス』牧書店(付録「コメニウスの生涯と思想」の項)、およびコメニウス『大教授学』稲富栄次郎訳、玉川大版所収の「コメニウス小伝」また中村賢二郎「五、ドイツ領邦国家——3、三十年戦争と領邦絶対主義の形成」(岩波講座『世界歴史』15、所収)など。当然ここではポーランド生れの亡命者S・ハートリブ (Samuel Hartlib, d. 1670?) を想起することであろう。
- (9) Cf. *The D.N.B.*, Vol. VII, pp.46~9; *The Life*, op.cit., pp. 5~27, 81~90.

前記 *D.N.B.* に抛ればファーミンに関する文献資料には下記のようなものがある。

1. *The Charitable Samaritan, on a Short and Impartial Account of...Mr. T. Firmin*, 1698.
 - 2. *Life of Mr. Thomas Firmin*, 1698.
 3. *Vindicaion of the memory of Thomas Firmin*, 1698.
 - 4. *Account of Mr. Firmins Religion, &c.*, 1698.
 5. *Firmin's will at Somerset House*.
- なお前掲 *D.N.B.* 掲載以外には次のような資料もある。
- *A Sermon on Luke X, 36, 37, occasioned by the Death of Mr. Thomas Firmin, and preached in the Country*. (公表年月日不明)。
- 但し筆者には、以上の中、○印のものだけ田村教授より資料を拝借して閲読した。

3 両者の主張について

周知のように、当時のクロムウエル 議会軍の内部はいくつかのセクトに分れ、内部抗争はその烈しさ⁽¹⁾を加えていた。そしてこの頃、議会軍最左翼たる G・ウィンスタンリは貧農たちをセント・ジョージヒルに集め、神の啓示に従って共同耕作⁽²⁾を始めていた。正にこのような時、1649年、チェインバレンは『代弁者』またの名は「イングランドのサマリア人」なる小冊子⁽³⁾を出版したのである。

(1) 竹内幹敏「平等派運動と資本主義の精神」2の項参照（水田編『革命』所収）。

Cf. Bernstein, *op.cit.*, Chap. VI, VII.

(2) Cf. *ibid.*, p.105. なお Cf. G.H. Sabine, *The Works of G.Winstanley*, 1965, A Letter to the Lord Fairfax and his council of war, pp.281-92.

(3) この外科医は聖書（「ルカ伝」10章 25節 以下）の「よきサマリア人」の譬話を引用し「…然るに或サマリア人、…之を見て憐み、近寄りて油と葡萄酒とを注ぎ、傷を包みて己が畜にのせ、旅舎に連れゆきて介抱し……」の句をまねて副題 *Englands Samaritan*. のあとに *Pouring Oyle and Wyne into the wounds of the Nation*. なることばを附す。このことばは革命と内乱によるイギリス国（共和国）の深い傷痕を治療することを意味しよう。

その論旨はおおよそ次のようなものである。

祖国の現状は今や、重大な危機⁽¹⁾ the great danger of the contrary に直面しているという。この危機を克服し、社会の秩序を回復して平和なものとし、人民の幸福を願い、共和国の繁栄をもたらすためには、「兵士や貧民のために、現在、食糧その他の生活必需品を準備し支給すること。総ゆる党派を和解させること。議会軍へ総ゆる支払等の滞りをなくすこと。⁽²⁾ ……」等等であると提言する。このことは、軍民の団結を固くし宗派をなくし一かくして反革命的要素の芟除に役立つことで一当面する共和政府の重要施策であると、彼は主張するのである。そしてこのことは全く自明の真理であり、かかる善 Bonum を行なうことにより、社会は更によくなる⁽³⁾ のだという。

そして祈願者 the prayer・チェインバレンは「わが主、天なる神よ」とい

う頌詞で初まる『献辞⁽⁴⁾』 Dedicatory において、神の豊かなるご恩寵の下に彼のこの提案 this leaf の実行により、共和国 the Nation の病弊を治癒し得るよう祈る⁽⁵⁾ のである。このようにして、彼はまた 1649年 4月 3日付『書簡⁽⁶⁾』を、「イギリス国の総ての権威と権力の代表者たち」すなわち下院議員諸公へ献呈する。それは『代弁者』の内容を要約⁽⁷⁾ したものである。この年 1月チャールズ一世は処刑され、5月共和国の公式宣言となる。

- (1) Cf. Chamberlen, *Advocate*, op.cit., p.3. 彼はこの「危機」を4項目にわたって述べている。—1. 生活上の窮状 Necessity が総ゆる礼節と統治の絆を破り、社会を混乱に陥れるであろうということ。2. 人間の飢餓状態 Hunger はパンを求めて、どんな要塞でもこわしてしまふこと。3. 不当な抑圧 Oppression は压制者に対抗して賢明な人達の会議、結束を工夫するだろうということ。4. 真面目な人々の辛抱 Patience にも限度があるということの四つをあげ、以下それらの対案を逐次述べて行く。
- (2), (3) Cf. *Subtitles in The poore mans Advocate*. (この副題には次のことばを加える —*Bonum quo Communius co' melius.*)
- (4), (5) 表題は *The Prayer, Dedicatory*. である。書かれた年月日不明。
- (6), (7) Cf. Chamberlen, *The Epistle*. この「書簡」は極めて短い内容の小冊子。自己のサイン入りで日付は1649年 4月 3日付とある。表題は「イギリスの総ゆる権威と権力をもつ代表者たち to the Representatives……宛の書簡」と書かれてある。その内容は『代弁者』の要旨へ繋がるもの——財政・租税政策、貧民救済のための社会政策などを含め、祈りのことばをもって末尾とするもの——である。

彼の説く神の福音『代弁者』は、まず「人類 mankind の最も必要な仕事は貧民のために（必要物を）賄うことである⁽⁸⁾。」という言葉をもって始まる。そして6つの項目⁽⁹⁾ を列挙してその理由を説明する。それは以下のような内容である。すなわち、富者 the rich は自分自身で生活資料を得ることができるが、貧民はそうではない。従って、富者は貧民 the poore のために生活資料を調べてやるべきだ。なぜならば、富の目的 the end of riches は貧民の貧困から解放されることにあるのだから。とって更に「総ての国の富と力とは貧民にあるのだ、なぜなら貧民が偉大なかつ必要な仕事を全部なし、また軍隊の主要な躯幹をも形成するのだから⁽⁹⁾。」という。そしてこのような道理に基

因し、貧民は富者と同様に神の創造物 creature に対してその分前を要求する権利を有していると、彼は述べる。なぜならそれは貧民の労苦を伴う勤勞 the laborious industries に対する報酬だと。彼はこのように貧民にその分前を与えることを神の仕業となすと同時に、また神を好む人々の仕事でもあったとした。そしてそのことは自然 Nature、理性 Reason、キリスト教 Christianity⁽⁵⁾ によって教えられるといい、これによって神を愛することが明らかとなるであろうという。「というのは若しわれわれが目に見える兄弟を愛し得ないならば、どうして目に見えぬ神を愛し得ようか⁽⁶⁾？」と語り、しかも最後のくだりにおいて、彼は次のように述べる。すなわち「そのこと（つまり神を愛すること）は、総べての王国、政府、議会、自治体における正に総ゆる深遠な見せかけそのもの⁽⁷⁾ the very depth of all pretences である。それについて正当な実行こそが、真の愛国者と賢い人を、不正直な役にたたない自己目的的な、しかも暴虐な政治屋と区別する、ためし言葉 Sibboleth and Shibboleth になる⁽⁸⁾。」のだと。

ところで、彼のこの福音書の前文には極めて重要ないくつかの示唆が、含まれている。この点については後述したい。

(1), (3), (6), (8) Chamberlen, *Advocate*, op.cit., pp.1f. 括弧内のことばと傍点は筆者。

(2), (4), (5), (7) Cf. *ibid.*, op. cit., pp.1f.

彼の宗教観に基づく貧民論の展開を今少しく、この〈福音書〉を通して紹介して見たい。それはこうである。

彼が決して貧民を軽蔑することのなかった⁽¹⁾ ことは、ファーマン・ジョン・ペラーズとも同様であった。また彼の考えは彼と殆ど同時期の人ウィリアム・ペティ⁽²⁾ (W. Petty, 1623~87) とも似たものがあった。チェーンバレンは富者も貧民も平等視⁽³⁾ し、貧民を軽蔑することを戒めて次のように云う。

「貧民を軽蔑する汝は何者か？ 神を信じないか？ この世の貧民を（神は）信仰において豊かに選んだことを、汝は知らないか⁽⁴⁾？」と問う。そして「貧

困こそが the poverty 彼等を価値のないものにしてゐるのだ…⁽⁶⁾」と主張する。彼ら貧民を価値あらしめ、真に救済するため一彼の言葉に依れば「この偉大な仕事⁽⁶⁾」 this great worke を実行すること一の手段として、彼は経済仕組みの検討をなし、「合資本制⁽⁷⁾」 a joynt stock を提唱する。すなわち、彼は『代弁者』において、一種の土地国有化⁽⁶⁾をもくろみこれにもとずき基金の造成を計るというものである。彼は云う⁽⁶⁾——国王、主教、副主教、牧師団 the Kings, Bishops, Deanes and Chapters の所有する家屋や土地、また犯罪者たちの財産 Delinquents Estates などを没収し、議員や兵士たち the members of Parliament and Army の共和国に対する忠誠心や勇気の程度に従って彼等に与える。そして残りについては of what remains, 総べて公共の計算 all publick accompts によるべきこと。また総ゆる共有地、荒地、沼地、森林、丘、雑木林、溝、借地、草地、公道などすべて巡回区から外されたもの、すべて水浸しの土地、海の中にある見捨てられた土地、その上現在休業中の総ゆる鉱山等の土地国有化を企図する。そしてあらゆる教区の醸金、隠匿された財貨や自由な救恤金などをも加えて、基金を作る。総ゆる国内資財（資本）の一元的集中化、つまり合資本制を計画するというものである。彼はこの資財（＝資本） a joynt or public stock⁽⁶⁾をファンドにして、国庫⁽⁶⁾ a public purse の財源を豊かにし、公共費の支弁と公共利用に for publick expences, and publick uses 当てるとともに、また大事業 great undertakings の計画を樹立すると。——ここに、

公共費用と公共利用⁽⁸⁾とは、授産場、学校、施療院等の維持、拡充と改善を目指し、また土地改良を計り、怠惰で無気力な負担になる人々をこれ等に雇傭し「善良な共和国人⁽⁸⁾」 good Common-wealths-men へ変えるための経費に使用するという。このようにして、共和国の＜生産力＞も高まるために、この場合には10分の1税を廃止する。そして聖職者たち Gospel Ministers には国から給料を支給し、勤勉な同胞からは税金を徴収しなくてもよいとした。

次に大事業の計画と⁽⁶⁾して、彼はまず「公営銀行」 a publique Bank の設立を考える。これが設立されるならば、ヨーロッパにおける銀行の基礎になる

だろうと。すなわち、それは、交易を促進する役割を果たし、国内に平和をもたらし、従って軍隊の必要はなくなり、そのことを外国人へ誇ることもでき、僅かの期間に元金の3%もの利益を国へもたらすであろうと述べる。

また彼は「学院」 an Academy の創設について言及する。すなわち、青年が年少の間に外国へ行き善良さや罪無き単純さを喪失し、その上、宗教や行儀作法をも台なしにするというので青年を教育するためにぜひ「学院」を建設せねばならないという理由である。

最後に兵士や貧民の救済と援助について論及する。彼らは社会 the publick によって支えられるべきであり、かつまた彼ら自身も社会において最大の関係を有するので、食糧その他のものを得るために自分で働き、社会はそのために仕事に対する資財 stock を十分確保し提供すべきだと述べる。そして、仕事についていない場合には彼らに対し課税を免除し、処罰はしないという考えであった。そして彼らの就業は、義務づける by Duty, Declaration, Covenant という彼の方策¹⁾であった。

- (1) チェインバレンーファーミン J・ベラーズ (John Bellers, c. 1654~1725) は貧民救済のある面において同一基盤に立つ。J・ベラーズについては、さし当り浜林論考「ジョン・ベラーズにおける社会と教育」(『経済研究』18・3所収)および拙稿「J・ベラーズの教育思想について」(福島大学『商学論集』38・2所収)を参照。

ここに〈ある面〉とは、貧民を手段としてではなく目的として考えた点を指す。しなしながら、一言付言するならばチェインバレン、ファーミン、ベラーズにしても彼らの意図とその結果は別のものであった。つまりそれは貧民の労働力の向上が当時のイギリス重商主義=イギリス初期資本主義体制へ収斂されてしまうということである。また上記三者の発言内容はそれぞれ若干ニュアンスを異にする。これ等の諸点については後述したい。

- (2) W・ペティには周知のように、彼の初期の論考『ペティの提言』 *The Advice of W.P. to Mr. Samuel Hartlib*, 1648. (The Harleian Miscellany, Vol. VII, 1810) がある。この小冊子の内容は、一種の〈教育・学問論〉を彼が論述したものである。——これについては取り敢えず松川七郎『ペティ』二章五節二、および拙稿「ベーコンとペティ」(福島大学『商学論集』35・3所収)参照。彼はこの『提言』で貧民問題をとりあげる。彼の貧民問題のとりあげ方はチェインバレンよりも、よりすぐれて

社会科学的であった。チェーンバレンの〈弁護〉する貧民大衆は、松川氏の言葉を借りるならば「市民革命の過程における収奪＝階級分化によって生産手段をうばわれた広汎な人民大衆…」(松川『ペティ』189頁、傍点筆者)であって、両者等しく〈貧民〉論を展開するが、ペティの立場はチェーンバレンと異なり、〈革命〉において当時「権力を掌握しつつあった市民階級の立場…」(松川前著 189頁、傍点筆者)に立つものであった。(これ等の点に関しては松川『ペティ』特に187～195頁参照)。

なおチェーンバレンは(亀山氏の論述されるような一労働価値説としての萌芽的な一意味合いで)「ウィリアム・ペティの先駆的役割を果たし、…」(亀山潔「イギリス重商主義と貧民」136頁——国士館大学『政経論叢』15号所収。傍点筆者)たと、いい切ってしまうことに筆者は躊躇する。なぜならば、ペティにも既に『提言』において次のように述べるくだりがあるからである。すなわち「われわれは、製造業や商業の盛んな総ての国は、例えばオランダなどの国々のように、有力な富める国となるということを知っております。…他人の労働で養われている feeding upon the labours of other men 乞食や、より良い仕事がないために窃盗や強盗に転落していた者も働くようになります。…」(*The Advice.*, p. 13. なお松川前書176頁。註⑨)と。上記の個処やその他から推測して、ペティにもその当時、既に〈富の源泉は労働である〉と考えていたと思われる。(松川前著二章五節三『産業交易誌』の項参照)。

- (3) チェインバレンの〈平等思想〉は、宗教的立場を踏まいての法的、経済的な平等観である。この点、浜林氏の指摘に共鳴する(浜林「経済思想」(Ⅵ)49頁参照)。チェーンバレンのこの考え方は「貧者は神の創造物 the creature に対して富者と同様に権利を有する…」と主張する言葉のうちに力強く示されておる(*Advocate*, p.1)。そしてチェーンバレンの貧民大衆の立場に立ってその利益擁護のための発言は、〈平等派〉の思想に通ずる面をもっていた。Cf. H. Holorenschaw, *The Levellers and the English Revolution*, The New People's Lib., London, 1939, Chap. IV. 佐々木専三郎訳, 第四章参照, 社会科学ゼミナール。Cf. E. Bernstein, *Cromwell*, op.cit., p.101.
- (4), (5) Chamberlen, *Advocate*, op.cit., p.11. なお彼は貧民対策の急を警告して、既述の如く下院議員諸公へ「書簡」The Epistle を送って、「貧民のために備えよ、さすれば彼等はあなた方のために備えるでしょう。また反対に貧民を滅ぼすなら、貧民はあなた方を滅ぼすでしょう。」Provide for the poor, and they will provide for you. Destroy the poor, and they will destroy you. と述べる。
- (6) *Ibid.*, *Advocate*, p.3.
- (7) *Ibid.*, op.cit., p.3. 彼のパンフレットの前段しょっぱなから記述されるこの言葉の意味するところは、極めて説明に苦しむ。松川氏はこの小冊子を実に見事な叙述で、要を得て紹介・論評され、「joynt stock」について、彼の提案の〈核心〉をなす

ものであると以下のように指摘される。——「…いわば土地を国有にし、これを基礎として一種の株式会社—“joynt stock”—を創設し、……」と説明する。(松川『ペティ』二の五、188～9頁参照、傍点筆者)。

この点についてベアは、チェーンバレンのこのような考えを「国家的資本」national stock ということばをもって表現する。ベルンシュタインも同様。Cf. Bernstein, *op. cit.*, p.100; Beer, *op. cit.*, Vol. I, p.73. 大島訳(→)146頁参照。

要するに、これは、チェーンバレンが土地を国有にし、共和政府によって運営せしめようと計画した一種の公益事業体のシステムを示すものであろう。

なおこのような joint stock 制の歴史的推移の様様については、次の文献参照。『大塚久雄著作集』第一巻「株式会社発生史論」146～7頁、後編・第四章特に469頁以降参照、岩波。

- (8) 周知のように17世紀初頭のイギリスは<すぐれて>農業国であった。そしてヒルも語るように、イギリス革命は宗教上の闘争であると共に、政治上のそして経済的な闘争であった (Cf. C. Hill, *The English Revolution*, 1～2. 田村訳、創文社、第一章二参照)。(なおこれ等の点についてのすぐれた解説書として河野健二『市民革命論』特に第三章参照、創元社)。従って当時、土地制度の問題は極めて重要であったが故にチェーンバレンも、リルバーンやウインスタンリの土地解放の主張に深刻な影響を受けたことであろう。それ故、チェーンバレンは土地所有の主体を共和制政府に置いたのである。
- (9) Cf. Chamberlen, *op. cit.*, pp. 3f, 13f, 37, 48 etc.
- (10) 彼は単に a joynt stock または the Publick Stock, あるいは a common joynt Stock と記すなどさまざまな表現法を用いる。 Cf. *ibid.*, *op. cit.*, pp. 4, 7, 8, 10, 13, 14, 23, 31, 32, 34, 42, 48, etc.
- (11) Cf. *ibid.*, *op. cit.*, pp.4, 31. この語彙の意味するところは「国庫」または<共和制政府の出納金庫> (the publique Treasury) ぐらいの内容と思う。
(Cf. *ibid.*, *op. cit.*, pp. 14, 15)
- なお彼のこのマニュスクリプトには、既述のように“publick”という形容詞を用いる言葉が非常に多い。これは彼のこの小論の特徴である。e.g. Publick Debts, the most publique Hall, publique Faith, publick Accounts, a publique Bank etc.——Cf. *ibid.*, *op. cit.*, pp. 5, 45, 48.
- (12) Cf. *ibid.*, *op. cit.*, pp. 4 f.
- (13) この「善良な共和国人」ということばの意味するところは、革命当時の貧民層の人々(貧農、兵役解除の兵士たち、またいろいろな罪を犯した者 fraudulent persons, Theeves, and Robbers, やそして物乞い Beggars 浮浪人 Vagabonds などの人々。Cf. *ibid.*, *op. cit.*, pp. 11, 19, 20, 24, 37, 47～48 etc.) を正直で、有能 able or Ability of Man かつ誠実な、共和国の人々たらしめるといふ彼の配慮を示

チェインバレンとファーミンについて

すものであろう。Cf. *ibid.*, op. cit., pp. 4, 33, 38~39, 48 etc.

(14) Cf. *ibid.*, op. cit., pp. 4~7. スミス『諸国民の富』にも紹介されているイングランド銀行の設立はこれより約半世紀あとの1694年である。

(15) Cf. *ibid.*, op. cit., p.7.

つぎに彼の宗教論についていささか触れておきたい。彼には「書簡⁽¹⁾」、そして洗礼派W・キイフィンとの『談話』、『立法権』などといういくつかのパンフレットのあることは既述の通りである。これ等の小冊子において彼は、そこに引用される言葉や文章などについて、聖書中の言葉をそのまま引用するか、またはそれらの根拠を聖句に求めるという手法⁽²⁾をとる。

彼は『代弁者』の最後の条項⁽³⁾において「この偉大な、善なる、慈悲深い、キリスト教徒の仕事に反対するならば、その者は抗論の中に in their gain-saying 減ぶであろう。」と述べながらも、「しかしながら、総ては機宜を得て後悔しキリスト者となるであろう。このことが造物主の心からなる祈りである。」という。そして彼は、貧民の救済—それは「自然、理性、キリスト教」の働きによるので、この偉大な仕事 this great work を怠るならば、神の「最後の審判日」the last Day にわれわれは裁かれるであろうと述べる。そして、続けて彼は「天は今や、あなた方の手へ、あなた方によってなされた総ゆる素晴らしい仕事にこの偉大な仕事を付け加える好機を与え給うた⁽⁴⁾」という。ここにわれわれは貧民救済という極めて困難な仕事に対する、彼の熱意と使命感を感知することができよう。

彼はパンフレット⁽⁵⁾において、ヘブライの予言者は貧しかったが、正直で信仰篤かった honest and godly という。そして「たいていの者は不正直なので金持になった⁽⁶⁾」と述べ、「金持の富はしばしば、彼等の不正なる戦利品 Trophies of their dishonestie に過ぎない。すなわち、それは貧民から強奪したのか、若しくは、共和国から騙しとったものにすぎない⁽⁷⁾」と主張する。この〈富〉に対する彼の観察と批判は、マルクスの言葉⁽⁸⁾にも似て、鋭く確かであろう。なお彼はこのようにして、「自然、理性、宗教」という彼の〈福音〉の原理を示し〈福音〉を信じない人達は、〈福音〉によって裁かれよう⁽⁹⁾

と、下院あての忠告の体裁をもって語るのである。

ところで彼の宗教思想の結集は、「自然，理性，キリスト教⁹⁰」ということばに集約されよう。この語句に内在する意義は、キリスト教の三位一体説⁹¹を連想しめるものがある。そしてその意義は恐らく次のような解釈になるであろう。すなわち——

彼は「自然」において、人間の労働対象である自然を知り、自然を総てのものを生み出し（育てる）創造者と素朴に考えた。そして概念によって思惟する能力＝理性によって神の存在と働きを認識し、自然の活力を利用して人間の生活向上、発展をはかる主体を正に「理性」（理性を育くむものは宗教そして教育と考えたであろう）——人間——として思考した。従ってその背後にあるものは、人間それ自体であろう。そして彼は次に、愛によるこの人間の解放を志向した。それは総てのものの上にあるキリスト（またはキリスト教）であった。彼は救主、キリストの不偏・不党（そして無限）の愛によって広く人間の救済されることを願った。それ故、かく考察するならば、チェインバレンのマニユスクリプトの冒頭から提示される「自然，理性，キリスト」という〈範式〉は、彼の所論の中において首石的な重みをもつことになろう。チェインバレンのこの〈三位一体論〉⁹²なる構想は、アルミニウス派の信仰⁹³をもつファーミンの排除する事柄であって、この点にこそ両者宗教観の相違⁹⁴の発生してくる重要なポイントがあるであろう。

またチェインバレンは、王政復古の前夜1659年の『立法権』なる論稿において〈神と人〉、〈イエス・キリストと議会〉とを相対立せしめながら、イングランドにおける「至高の権威」the Supreme Authority を追求し約80問⁹⁵近くの問題提起をなす。恐らくこの事実が、1658年9月に未だ精気衰えぬ59才のO・クロムウェルの病歿したこと、そしてその後、凡庸なる息子リチャードの護民官就任と彼の周囲を取囲む情勢の険悪化、翌1659年5月護民官辞任という共和制崩壊の危機⁹⁶に直面して、チェインバレンが危機克服のための問題点を示し、共和制の維持・発展と貧民大衆の生活向上を願ったものと思われる。彼はこの中で執拗に神によって地上の問題一王 Kings, 議会 Parliaments, 軍

隊 Armies, 護民官支配の人民 Protectors people など一を考量する基準を示したものとわれよう。つまりチェーンバレンは設問の体裁を借り一オリヴァー・ハッピントンと共和制を盛り立てて、統一ある共和制国家の権力と権威の下に、その平和と安全 Peace and safety, 豊富と繁栄 plenty and prosperity を得て貿易と産業 Trade and industry を盛んにし、貧民大衆の衣食住を確保する、従って犯罪もなく、わが国の青年男女 The youth and flower of our nation の想像力 their noble Fancy を高め、その力を芸術や軍事の智慧へ誘引せしめるといふ——これは彼の〈福音〉を伝える内容⁸⁹を示したものであった。

また彼の長いタイトルの手記『談話』は牧師キイフィンとの聖書教義問答の感がある。これは1654年に一友人の要求にもとずきロンドンで（5月）印刷したものである。内容の要旨は、彼チェーンバレンがキリスト・イエスの精神を体し、悪魔の誘惑に抵抗し、聖霊の目的にかなった生活を多くの人々に奨励し、福音は信仰と服従によるものであることを聖書によって論じたものである。しかし内容は極めて抽象的で、神秘的ですらあろう。かかる傾向においても彼は、アルミニウス派に近いファーミンとの立場を異にした。

(1) そのタイトルは次の通り。 *The Epistle, to the Representatives of all the Authority, and Power of England. The High and Honourable House of Commons Assembled in Parliament.* 4頁のパンフレット。

(2) 彼は次のような言葉や文章、そして章句を好んで引用する。例えば——

神 god という言葉は例外としても使徒 the Apostles, 律法 the Law, 聖霊 the Spirit, 福音 the Gospel などの言葉を用い、そして「福音を信じない者は福音によって裁かれる」とか (Cf. *The Epistle*), いう。

また「主 the Lord において、あなたに仕えまつるあなたの愛する従者 Your loving Friend」(Cf. *A Discourse*) とか語る。彼の引用す聖書の章句は、旧約からの典拠には乏しいが、新約についての出典は、マタイ、ヨハネ、マルコ、ルカ等の四大福音書を始めとし、使徒行伝、エペソ、テトス、ヘブルなどその殆どに亘る。それ等の内容は、悔改、聖霊、神の国、天国に入るもの、バプテスマ、永遠の生命、復活、信仰等である。

ついでまたキイフィンとの問答内容から、チェーンバレンが〈洗礼〉について考察

第 2 号

していたことを知り得る。これは、チェーンバレンが〈再洗礼派〉へ赴く契機の現われであろうか。その内容は、たぶんに神秘的な色合いの濃いものである (Cf. *A Discourse*, pp.14~18)。因にこの頃、1654年には、T・ホップズ「自由と必然について」やミルトン「イングランド国民の防衛再説」が出版 (高島監修『社会科学年表』第一巻、同文館、256頁準拠)され、そしてホップズ「市民論」はカソリック教会の禁書目録に掲載 (水田訳『リヴァイアサン』(二) 岩波文庫、解説481頁参照) されていた。

(3) *Advocate*, op. cit., p.47.

(4) *Ibid.*, To the Supream Authority of England, p.47.

(5) Cf. *Advocate*, op. cit., pp.11f.

(6), (7) *Ibid.*, op. cit., p.11. 傍点筆者。

(8) 彼の「経済学批判」の書『資本論』を引用する迄もなく、さし当り『哲学の貧困』第一章、特に第二、三節参照。もちろんチェーンバレンの言葉は極めてラフな表現である。

彼には先人T・モアが『ユートピア』で語るように、私有財産 *private property* をはっきり否認する言葉は (Cf. T.More, *Utopia*, op.cit., p. 65, 平井訳, 68頁参照) ない。(もっともモアも商業資本とのつながりを持つと批判されるが。——水田洋・珠枝著『社会主義思想史』東洋経済, 41頁参照。『ユートピア』解釈・評価の多様性については、伊達功『近代社会思想の源流』二章一節参照, ミネルヴァ)。しかしチェーンバレンのこの考え方=富者による収奪を非難する態度は、その後、1695年のJ・ベラーズの『設立提案』に角度を変えて継承されることになるであろう。(差当り拙稿「ジョン・ベラーズの教育思想について」三——『商学論集』38.2所載, 参照)。

(9) Cf. *The Epistle Dedicatory*.

(10) このことば=Nature, Reason and Christianity (Nature, Reason, or Religion) の直接的な相互の因果関係については、チェーンバレンは何も語らない。Cf. *Advocate*, op.cit., pp.2, 12. また M・ベアもチェーンバレンのこのことばを極めて重要視する (Cf. Beer, *A History*, Vol. I. op.cit., p.72) が、その相互関係については、何等説明を加えていない。

(11) キリスト教の教義内容にまで立ち入ることは避ける (前田護郎著『新約聖書概説』岩波, 194~5頁参照)。周知のように一般には、神は本質において一であり、表現において三である——父, 御子, 聖霊一という (マタイ伝28章19節, コリント後書13章13節)。『社会科学大事典』8, 鹿島出版会, 364~5頁参照。

今日ついでながら、社会科学の領域へこの「三位一体」範式を採用し、興味ある説明をされる論攻に、平田清明氏の力作「物象化と三位一体範式」(一)~(四) (『思想』1972年3~7号所収) がある。

チェーンバレンとファーミンについて

- (12) チェインバレンの〈三位一体論〉は、もちろんキリスト教における正しい意味のそれではなく筆者の想定したもの。
- (13) アルミニウス派とは「17世紀初頭にオランダ改革教会内に起った修正カルヴァン主義者の一群」といわれる。その特徴は、「神を罪の創造者と考えることも、また人間を神の手のなかにある自動機械（＝自由意志の否定）と考えることも」共に否認、つまりは宗教の合理化、それは理性と啓示の一致を計るものであったと。また宗教の社会的次元への実践化を推進するというものでもあったといわれる。（『社会科学大事典』1, 179～80頁；同事典8, 364～5頁参照）
- (14) チェインバレンとファーミンの〈宗教観〉の相違というものも、この両者にとって社会問題への取組み方に、前者の急進的、後者の漸進的という態度をとらせたものであろう。従って後者の考え方を延長すれば、結果的には、名誉革命後の著名な重商主義者ジョサイヤ・チャイルド (Josiah Child, 1630～99) の〈貧民救済・雇傭論〉 (Cf. J. Child, *A New Discourse of Trade*, 2nd Edition, 1694, especially Chap. II. Concerning the Relief and Employment of the Poor. 杉山忠平訳 (第2章), 東大出版会, 参照。) へもつながるものがある。
- (15) このパンフレット『立法権』は「神または人、イエス・キリストまたは議会はイギリスの至高なる権威を持つものなるや否や？」という第一問をもって始まり (*Ibid.*, op.cit., p.(2)), 「78, どんな法律が一般庶民 a people を平和で安全に住めるようになし得たか……」という設問をもって終る (*Ibid.*, op.cit., p.(6)) ので、正確には78問であろう。
- (16) Cf. Macaulay, *The History of England*, Vol. one, Everyman's Lib., pp. 101～113. 今井宏「三 イギリス革命」特に184頁参照（『世界歴史』15, 近代2, 近代世界の形成Ⅱ, 岩波書店）。
- (17) Cf. Chamberlen, *Problemes*, op.cit., pp.(2)～(7). 彼はこの「善き大義と、悪い環境にかこまれた総ての人々の改善のために」という手記の中で、唯一ヶ処「オリヴァー」Oliver という言葉を使用している。Cf. *ibid.*, op.cit., p.(7). これはO・クロムウエルを指すものと思われる。
- (18) Cf. *A Discourse*, op. cit., pp. (1)～(4). 但しキイフィンあての書簡を数えれば26頁にもなる。

つぎに、イーデン、ファーニス⁽¹⁾以外の論客からは無視されたヒューマニストの活動家・ファーミンの社会、経済的主張について若干考察したい。

彼の存生したイギリス17世紀の後半は、国の内外共にまことに多事多端であった。それは周知のように、60年の王政復古に始まり、戦争、大火、悪疫の流行、貿易の不振、そして権力斗争の終幕となる88年の名誉革命をもって象徴さ

れるであろう。従って一般人民は、原蓄過程の進行と重商主義政策の遂行、革命による政情不安と行政上の破綻、これにともなう農民側からの抵抗もあったが結局失敗に帰し、土地の喪失・失業から貧民大衆へ転落した。従って〈貧民問題〉は17世紀前半に引続き重要な〈社会問題⁽⁹⁾〉であった。ファーミンは既述のように、かかる貧民救済済のために献身的に努力した博愛主義的实践家であった。彼の救済方法は、唯単に彼ら貧民大衆の貧困からの解放、つまり物的生活の向上ということのみならず、彼らの精神的資質の陶冶をも願うものであった。彼の所論にきけばその具体策は以下のようなものである。

彼は「この唯一の知られたる出版物⁽⁹⁾」『提案』において、貧民を収容し救済するための各種社会施設の拡充を計画し、自らも実践するものであった。彼は貧民救済の手段と方法をただ教区にだけ任せることをしなかった。そして倉庫や労役場ではなしに授産場・病院、学校等の建設をくわだてたことは既述の通り。そしてその倉庫は、交通の要衝に当るテムズ河畔に建て物資の配給、保管の仕事をし、需給と価格の調節の機能を果さしめ、貧民大衆による財貨の入手と配給、消費とを容易ならしめようとする工夫のものであったと⁽⁴⁾。だが唯これだけの手段と方法とであるならば、当時、とりわけロンドン市⁽⁵⁾等においては、ある程度不十分ながら行なわれていた様子である。しかし彼の場合は、従来の教区毎に行なわれていたワークハウスの運営その他に対する深い配慮を有していた。それは当時実施されていたワークハウスの内容の吟味、そこでの作業の便・不便、作業の若年層に与える影響等に対する検討などである。そしてこれと共に、ワークハウス→マニュファクチュアへの移行⁽⁶⁾、つまりは工場の建設という問題をも有していた。

彼は上記の趣旨にもとずき、次のように語る⁽⁷⁾。大麻や亜麻Hemp and Flaxを貯えるのに適し、かつきれいに手入れするのに便利な作業場 a House を建てることを計画する。この方法で貧民大衆をそこに雇傭し作業に従事せしめ、製品を安く彼らに入手せしめる。これは正に一石二鳥の方法であった。彼らはこの新しい手仕事 this new Trade を損失も不利益も殆どなく the least loss and disadvantage 上手に処理することであろうと、ファーミンはいう。

そして彼は、多くの貧民をその個人的諸事情を配慮することなしに、一般作業場 a public work-house へ収容し、そこで作業せしめることの不都合を強調する。とくに子供や病気の夫をかかえた婦人や彼女自身が病弱である場合などは、各自それぞれの家庭において作業に従事せしめることの方が当を得、得策であるとした。唯、適当な住所もなく、自分の労働で生活せねばならない浮浪者や強壯な乞食にとっては、作業場の必要であることをファーミンは主張した。

ついでファーミンは、子供連れの貧民に対し次のような対策を提示⁽⁴⁾する。それは、貧民で充満している数区に住む貧民子弟のために「授産所の性質を有する学校」 a School in the nature of a Work-house を設立することであった。彼の説明によれば貧民の子供達は、数区やその近傍をあちこち用もなく歩きまわり、物乞いをしたり、盗みをしたりして働かず、みじめな生活 a sorry living を継続するだけで、教区へ何ももたらすこともなく、将来の生活の目安もない nor earn one farthing towards their own maintenance という。このような子供達の実情に対し、彼は、子供達を労働になれさせ、そして生活の手段を得ることを教え、また場合によっては彼らの親達にも生活のための手職を指導するということを願った。従って彼の計画案は〈学校〉という名の授産場であった。そして実際このことは「……強制労働場の免れがたい「恐怖の家」的残忍性にくらべて著しく開明的であり、多分に理想主義的でさえもあった⁽⁴⁾。」と論評されよう。ファーミンは、このように、博愛主義的善意の立場から貧民の子弟に対する訓育援助・貧民子弟の労働教育をねらい、併せて教区貧民救済費の負担軽減を意図したのである。彼はあえて学校と呼称する授産場⁽⁴⁾ = 公共社会施設において、当時の労働場ワークハウスの児童労働に適合しない作業内容と作業種別を検討し、単に「紡ぐこと」だけではなく、「編むこと」や「レース作り」 making of Lace や、単純な作業 plain Work 内容のものや、子供に最も適すると思われた他の作業に、彼らに従事せしめたのである。このような着想は、服部博士も指摘する如く⁽⁴⁾、J・ロックの「労働学校⁽⁴⁾」 Working Schools, 1697に対する思想の先駆的な役割を果たすことであ

ったろう。ファーミンは云う⁶⁰——「いまや到る処でわが国の貧民児童は、物ぐさで怠惰に *in sloth and idleness* 育成されている。彼らは年おいた時、生活を維持するのに役立つ事柄を、学ぶに最も適した年令の若い時代に何も教えられていない」、また「方々の数区や救貧院で *in Hospitals* 救恤されている子供たちは…オランダ⁶¹ やその他の土地 *in Holland and other places* における如く、読むことを学び、働くことを教えられることより……当を得たものは何もない」と。しかるに「…7才から15才までの総べての子供たちは、彼らの時間を音楽にて楽しむ *in play* ことも、また聖書を読みふける *poring upon a Book* ことにすむすこともない……」と。

このような事柄から、ファーミンは彼の期待すべき人間像に、勤勉で几帳面であり、読み書きもでき、しかも自立できるような産業的訓練を身につけた子供たちを、その脳裡に画いていたことであろう。従ってこの限りでは、彼の主張は、イギリス初期資本主義期⁶² における怠惰な貧民の、生産的人間形成への道であったろう。

つぎにファーミンの宗教観について少しふれてみたい。既述の如く、彼は新教徒であり、そしてユニタリアン（またはソシニアン）と呼ばれる教派に所属していたといわれる。しかも彼は⁶³ J・ビドルの意見に近かったと云われている。もちろん彼は極めて聡明 *a very discerning* であったが、体系的な学問の素養はなかったと云われる。従って彼はチェーンバレンの如き一応首題を規定するような、〈宗教論〉を記述できなかった。ファーミンは理論の人ではなくて実践の人であり、教義の内容を説明する人ではなくて信仰と信念の人であった。もともと、彼の所属する〈教派〉はそのようなものであった。なおそして一言付言するならば、彼の有する思想⁶⁴ は当時の思想界の主流とはなり得ず、また体制側からも厳しく排撃されていた。

(1) ファーニスは、その著第四章「雇傭への権利と労働への義務」 *The Doctrine of the Right to Employment and the Duty to Labor* において、ファーミンに若干言及する。Cf. Furniss, *op.cit.*, Chap. IV. pp. 81f., 86. またイーデンは約一頁半にわたってファーミンの所説を紹介している。Cf. Eden, *op.cit.*, pp. 33f.

- (2) Cf. C. Hill, *Reformation to Industrial Revolution*, 1969, Part two, 2. The People. 浜林正夫訳 未来社, 第二部=国民の項参照。
- (3) *D.N.B.* Vol. VII. p.49.
- (4) Cf. *ibid.*, op. cit., p.47. なお同頁に以下のことがらが記述されている。——この倉庫と作業場は、当時実行に移そうとしていた二つの計画のものであったらしいということ。そして、倉庫には石炭や穀物を貯蔵し、価格騰貴の際、貧民に安く売るという仕組みであったということ。ただし、その計画の実施された模様は何も説明されていないと云われる。
- (5) Cf. E.M. Leonard, *The Early History of English Poor Relief*, 1965, Chap. XIII. ファーミンのパンフレット『若干の提案』の副題がそもそも「特にロンドン市とその近傍における……」というものであった。また彼自らもロンドン市の貧民救済の状況について詳細に語っている。 Cf. Firmin, *op. cit.*, especially pp. [9], [16], [18], [21] etc.
- (6) Cf. Firmin, *op. cit.*, pp. [8] f.
- (7) Cf. *ibid.*, op. cit., p. [4].
- (8) Cf. *ibid.*, op. cit., p. [5]. 傍点筆者。
- (9) 服部『展開』34頁（『著作集』Ⅲ所収）。なお傍点筆者。
- (10) Cf. Firmin, *op. cit.*, p. [5]. ファーミンの意図したワーク・ハウスは——当時の、それは正にマルクスの語るような「恐怖の家」（岩波文庫『資本論』(一)向坂訳, 244頁参照)ではなく——技能指導や訓育、躰等を中心をおくものであった。
- (11) 服部前掲書34頁参照。
- (12) ロック「労働学校」（案）については、さし当り拙稿「ジョン・ロックの教育思想について」（福島大学『商学論集』37の1所収）参照。
- (13) Firmin, *op. cit.*, p. [10].
- (14) 当時、オランダ共和国の支配層たる商人たちは、イギリスやその他の国々にまさって、養老院、孤児院、病院、学校等の施設を援助したといわれる。（C・ウィルソン『オランダ共和国』堀越孝一訳, 平凡社刊, 78～9頁参照）。
- (15) 周知のごとくイギリス救貧法は、その発足（1601年のエリザベス43年法にはじまる）当初の文字通りの poor relief——それは端的にいえば＜働ける貧民＞への授産、＜働けない貧民＞の救済——から、＜血の立法＞ともいわれる労役場 workhouse としての強制労働と一般的な低賃銀政策へ、そして十八世紀の産業資本主義段階へと推移して行く。従ってこれについてやがてA・スミスは、産業資本の確立と経済的自由主義の立場から、批判的見解を示すことになる。 Cf. A. Smith, *The Wealth of Nations*, Modern Lib., pp.134～43. 大内・松川訳(一)363～82頁参照。
- (16) Cf. *An Account of Mr. Firmin's Religion ; and of The Present State of the Unitarian Controversy*, London, 1698, p.4. (田村秀夫教授所蔵)

- (17) 反三位一体論者は、当時、体制側より非常な弾圧を受けた。この事実は、創始者ピドルの獄死をもって象徴されよう。岩波『西洋人名辞典』1114頁参照。なおかかる思想はカルヴィニストからも厳しく排撃されたと云われる（小池正行「リチャード・オーヴァートンの自然権思想と平等派運動について」4（1302）頁参照——『史学雑誌』第80編第9号所収）。

4 両者の主張の相違点について

(1) 宗教的思想について

彼らの所論の要旨は、おおよそ既述の通りであった。つぎに両者の主張の相違について、以下にいささか検討を加えてみたい。はじめに彼らの宗教的態度について考察する。

チェインバレンに関していえば、既述の如く彼は初め、イギリス革命における中核たる独立派に属し、のち再洗礼派へ移った。彼はプロテスタント・ラディカリズムの有力者W・キイフィンとまじわり⁽¹⁾、信仰的教義に関する問答を行なった。ところで水平派の指導者リルバーン（J. Lilburne, about 1614～57）はキイフィンとも親しかったといわれる⁽²⁾。従ってチェインバレンはレヴェラーズに対しても相当の理解と認識とを有していたことであろう⁽³⁾。さらにいうならば、彼はレヴェラーズに対し相当の親近感を有していたであろう。そしてこのような事柄がチェインバレンの主張に多大の影響を与えたと思われる。それは、革命当初の盛り上がった雰囲気を持象とするとしても、ファーミンの考え方よりもチェインバレンの態度をして、より急進的⁽⁴⁾ならしめたものと思われる。この点正にチェインバレンの信条⁽⁵⁾は、クロムウエル体制により排除されざるを得なかったし、最後に彼を異端的教派へと走らせたことにもなるだろう。

他方、ファーミンの宗教的信条⁽⁶⁾はどうか。彼は既述のように、新教の一派たるアルミニウス派⁽⁷⁾の信者であった。周知のように、この宗派は極めて世俗的、功利的な宗教観をもつものであった。彼は Popery —ローマン・カソリック—に憎悪を示したが、非国教派の牧師たちとは親交をもったことは既述の通

りであった。ファーミンのヒューマンで卒直な態度、宗教的寛容、博愛主義、そしてとりわけ、社会問題（＝貧民問題）への関心とその実践的活動などは、大いに彼らの影響と示唆を受けたものと思われる。彼が宗教的寛容の立場を堅持し、抑圧された者 *the oppressed* に対する同情心は、ポーランドの受難者カルヴァイニストたちへの救援となってあらわれた。そしてイギリスの宗教改革者ビドルの〈信仰告白〉に彼は理解を示し、この改革者の受難に際しては物心両面の援助を惜しまなかったといわれる。

要するにチェーンバレン、ファーミンは共に当時の〈革命〉の母体であった何れの教派から見ても、異端者であった。ところでチェーンバレンは、初め独立派の教徒として真剣にクロムウエル体制の発展を考え、この新体制の確立のための処方箋（経済・社会政策）を提案した。そしてそれは極めてレヴェラーズたちの主張と類似したものを含んでいた。もっとも彼は、クロムウエルの、旧体制の勢力に勝利を収めたあと、「なじみ得ぬ者」として新体制側にレヴェラーズの葬り去られると共に、再洗礼派—宗教論へと転向したものと思われる。他方ファーミンは、王政復古後のイギリス社会—それはなお農村における半封建的性格の維持、王党派貴族・ジェントリーの社会経済的優越、国教派の優位など一の中にあって、アルミニウス派の立場をとる。彼のごとく下層卑賤の出身者にとっては、アルミニウス派は受容し易かったに相違ない。彼はこの教義を素直に受け容れ、これを基礎に既述の如く、実践行動をすることになる。しかしその行動も、チャールズ二世による反動的体制の固まる中においては、体制内批判という形しかとり得なかったであろう。そしてこのことは、彼の〈帰依したプロテスタンティズム〉にも原因することであったと思われる。

(1) この点については既述したつもり (Cf. *A Discourse*, op.cit.)。

(2) 竹内論攻「第三章平等派運動と資本主義の精神」106頁参照（水田編『革命』所収）。但し竹内論攻はこの叙述の中で、1647年以降、平等派運動が次第に独立派、バプティストと対立を深め、やがてW・キイフィンらとも対決するに至ると云う。

(3) この点に関し、ホロレンショーは「…かれらの著作をも出版していたという事実から推測されるように、レヴェラーズの黨員ではなかったが、それと密接な関係をもっていた多数の著作家がいた。ピーター・チェーンバレンはそのうちの一人であって、…

…。』と語っている。H. Holorenschaw, *The Levellers*, op.cit., pp.36f. 佐々木 訳, 社会科学ゼミナール(8), 58頁。

- (4) 例えば『代弁者』の主張内容——王領地ならびに教会領地などの没収とこれの全面的国有化,そして貧民大衆への土地解放など (Cf. *Advocate*, op. cit., p.3) ——は正にレヴェラーズの民主的共和主義的宣言<人民の協約>の内容や彼らの農業綱領を想起せしめるであろう。Cf. *ibid.*, op.cit., IV (The Agreement of the people). 前掲佐々木訳<人民の協約>の項, 88~94頁参照。浜林, 篠塚, 鈴木編訳『原典イギリス経済史』御茶の水書房, 3章3節12, 参照。ファーミンには土地の国有化, 貧民への土地解放の主張はもちろん見当らない。
- (5) チェインバレンは, 近代的地主, 富裕なヨーマン, 中産的市民等の階層をもって基盤とする独立派の中で, 最左翼に位置していたものと思われる。従って彼にとり, その独立派の有する体質や体制観——契約の絶対視, リコール制の否認, 既存秩序の確保という如き, 保守的現状維持の体制観——には満足できなかったであろう。(今井宏「第4章独立派の政治理論」143—4頁参照——水田編『革命』所収)。
- (6) 要領の良い解説については Cf. *D.N.B.*, Vol.VII, op. cit., pp.46~9.
- (7) ファーミンと同年に生れた哲学者ジョン・ロックは, その宗教的寛容の立場からアルミニウス派に理解を示していたといわれる。これについては取り敢えず次の文献——生松敬三訳『寛容についての書簡』362, 396, 401頁参照 (『世界の名著』27所収)。なおこれには浜林正夫訳「ロック・書簡」(『世界大思想全集』社会・宗教・科学思想篇2所収, 河出新社), および平野耿訳注『寛容についての書簡』朝日出版社がある。蛇足ながらこの件に関しては, 浜林氏の簡明にしてすぐれた解説(前記著作巻末 302~3頁)参照。出口氏も同様の指摘をなす(出口勇蔵『社会思想史』筑摩, 91頁参照)。かかるプロテスタンティズムのセクトについてはオゼール『プロテスタンティズムの生誕』特に第四章参照ありたし(倉塚平訳, 社・科・ゼミ(8), 未来社)。

(2) 政治論について

つぎにチェインバレンの政治論について一言言及しておきたい。

彼に1659年の『立法権問題』のあることは既に述べた。この小冊子の副題⁽¹⁾は「善き(古き)大義に断えず密着しているすべての人々の知識 the Information のために, そしてまた悪しき原因 Bad Cause を抱いたすべての人々の改善 the Reformation のために出版した」と記載され, かなり長文のものである。彼はこの冊子において, イギリスにおける「至高の権威⁽²⁾」を論評し, 「至高の権威」はキリストにあるのか, 議会にあるのかと問う。彼の主張は,

「至高の権威」を神＝キリストにあるものと云う。従ってそれは議会に本来存在するのではなくて、議会 Parliament は至高の権威の所有者＝神より立法権を附与されているに過ぎないと⁽⁶⁾。それ故に議会による立法の執行者たる政府 Government が、法 Law によらずして政治を行なう時、正直な人民 Honest men の、政府の施政に反対する立場を是認すると解せられる⁽⁷⁾、すなわち後年の『統治二論』の著者⁽⁸⁾を想わせるような見解が彼によって打ち出される。この見解は微妙であろう。共和制のカタストロフィ＝王政復古の前夜にチェインバレンによって語られたこの言葉の意味する処は、重大である。反革命の嵐の前に立って、彼の意味する「至高の権威」とは神の法＝自然の法＝国民の法＝理性の法であることを指向したものと思われる。つまりそれは、王党や反革命派に対する抵抗の理論⁽⁹⁾であった。しかしそれにも拘らず、翌60年王政復古は成る。彼はここにおいて次に述べるハリントンとは違って⁽¹⁰⁾、（一種の諦観をもってか）大喝采で反動体制を迎え、しかものち王の侍医⁽¹¹⁾になるのである。かくして彼は、栄光は得るが、尊敬はあまり得なかったといわれる⁽¹²⁾。ここで筆者は、『盗賊の巢に対する懲罰』における言葉⁽¹³⁾—「信実を口にすることが恥とされ、神の栄光を宣言することが危険とされる時代にわれわれは住んでいるのか。……信実はイエス・キリストが唯一の立法者であるということである。」—を想起する。だとするならば、彼のこの態度は変節したことになるだろうか。恐らく彼は、その時、地上の権威と妥協したであろう。晩年彼は神学上のパンフレットを時々出版する程度で、1683年12月名誉革命を見ることもなしに死亡した⁽¹⁴⁾。

彼は「革命的知識人⁽¹⁵⁾」ミルトンの如き「偉大な知性、道徳的品性⁽¹⁶⁾」および詩的情熱を有していなかった。またハリントン（James Harrington, 1611～77）の如くすぐれた知識と鋭い論理を展開する政治思想家でもなかった。従って、チェインバレンはその共和政に対する節操を全うできなかったであろう。然しチェインバレンの次の言葉は、今でも確かである。すなわち「ただ人のみが人を見じめにする⁽¹⁷⁾」 man only makes man miserable と。

チェインバレンの論攻には唯一ヶ処、ハリントンの所説に批判を加えた一文⁽¹⁸⁾がある。

それは彼がハリントンの共和政による政治体制によって構成される議会の委員会 a Committee of Parliament 制度が非現実的で理想にすぎると論難したものである。しかしチェーンバレンの論難は正確なものかどうかこの一文だけでは明確でない。特に「馬に鞭を、馬子に手綱を、愚者の背に笞を。人を見て法を説け、……⁶⁶」ということわざを添えた意図は、想像の域を出ないであろう。

他方、ファーミンはチェーンバレンに比較して、その政治的姿勢は、首尾一貫していた。しかしファーミンによる政治的発言は見当らない。彼の時代は、極めて不安な動乱と危機の嵐の吹きまくる反革命→革命へと推移した時期であった。彼の社会的活動の殆どは、政治的反動の嵐の中でなされていた。彼の体制への姿勢は対決や抵抗ではなくして改良主義的であった。それは体制内での手直し＝批判であり、政治的行動ではなくて、現実生活の面での一貧民⁶⁷ 救済→施設の整備・拡充→そして自らの手によるそれらの運営→下層貧民の生活向上という一実践行動であった。

- (1) 副題はチェーンバレンのパンフレットの表題に主題と共に記載されている。なお末尾に行線で囲まれた医学博士、ピーター・チェーンバレンによる一という執筆者名も見られる。
- (2) このことばはパンフレットの冒頭から見られる。
「至高の権威」という問題は、チェーンバレンによる『立法権問題』の中心課題であることは申すまでもない。以下文章はすべて疑問文の形式をとる。
- (3) Cf. Chamberlen, *Legislative Power*, op.cit., p. (2). 2.~9. (の文章)。
- (4) Cf. *ibid.*, op. cit., p.(3). 16. 原文はこうである。「若しそうでないならば、何故に彼等はその律法（神の律法 the Law of good）によらない如何なる政府に対しても反抗する正直な人々の良心をかき乱して苦しむのか」(16. If not, Why are they suffered to disturb the Conscience of Honest men against any Government that is not according to that Law?) と。
- (5) ジョン・ロック (John Locke, 1632~1704) を指す。だが、ロックとチェーンバレンとではその見解と立場を異にする。ただここでは人民の<抵抗権>をとりあげた。
- (6) 抵抗の理論は、とりも直さず共和政＝コモンウェルス擁護の理論でもある。だがしかしチェーンバレンにはハリントンの如きすぐれた政治理論はなかった。(チェーンバレンはハリントンの『オシアナ共和国』*The commonwealth of Oceana*, 1656. を十分良く理解していたかどうか不明)。

チェインバレンとファーミンについて

- (7) 彼は共和政について良く研究し、市民政府の研究 the study of Civil Government に没頭したと。そして共和政を人々に良く説明し、その態度は使徒パウロのようであったという (Cf. *The Oceana and other works of James Harrington Esq.*, by Fohn Toland, *The Life of James Harrington*, pp. xvi~xviii, xxx.)。なお田中浩訳「ハリントン、オシアナ」巻末解説参照 (『世界大思想全集』社会・宗教・科学思想篇2, 河出新社)。
- (8), (9), (11) Cf. *D.N.B.*, Vol. IV, op.cit., p.15.
- (10) *A Scourge for a Denn of Thieves*, op. cit., p.(8).
- (12), (13) Cf. Hill, *The English Revolution*, op.cit., pp. 101~2. 田村秀夫訳, 119~20頁参照。
- (14) *A Scourge*, op.cit., The Postscript, p.(8).
- (15), (16) そのテーマは次の通り。 — An answer to a Proposition in order to the proposing of A Commonwealth or Democracy. とある。僅か11行。二節になっている。「馬に鞭を、…」は二節目の文章で節間に線を入れて区分。しかも唯一枚の用紙。印刷は1659年、ロンドン。ただし、チェインバレンのこの文章は、オシアナ共和国のどの辺を指摘したのかも明確でないように思う。 Cf. *The Oceana, The Commonweaeth of Oceana*, op. cit., pp.76~8. 前記田中訳286~9頁参照。
- (17) ここでファーミンが<貧民>という場合、乞食、浮浪人等を含めた貧民大衆一般を指示するものと思われるが、チェインバレンの場合は、革命に参加した議会軍兵士たちをも含め、かなり兵士たちに比重を置いた節が見られる。いずれにしても当時としては、G・キングによる1688年の統計 (Cf. G.M. Trevelyan, *Illustrated English Social History*, Vol. Two, p.135.) によっても解るように貧民階層にかわりはない。が、ファーミンのそれは社会の最底辺層を表わしていると思われる。

(3) 教育論について

つぎに彼らの青少年教育に関する所説を吟味してみたい。それらの論調は端的にいうならば、貧民子弟の産業教育論といわれよう。

しかしチェインバレンの場合、そこにはファーミンと異なる構想があった。彼は一つの試みとして、青年教育のための学院 an Academy の創設⁽¹⁾ を考えた。ただこの構想は、極めて簡略、かつその発想は非常に粗雑であった⁽²⁾。彼の語る学院創設の趣旨⁽³⁾ はつぎのようなものである。

1 青年たちに立派な信仰と良い作法を in Religion and manners 保持せしめるために——

2 礼儀正しく且つ秩序正しい *civilly and orderly* 美德を養成するために——
 という。

前者については、青年たちの海外への出向—その結果彼らの善良さと素朴さの喪失⁽⁴⁾—従ってこのことの防止策という説明をつける。また後者については、学院経営の民主的そして秩序ある運営—それらが外国の青年たちをこの学院へ魅惑し吸引するという理由⁽⁵⁾をつける。しかしこれだけの解説ではやはり貧弱な説明であった⁽⁶⁾。ただ彼の論旨の力点は、貧民救済策にあった。そしてその救済策⁽⁷⁾は、すべての経済活動の積極化、貧民の生活向上というシェーマの一環として青年教育論を位置づけていた。従って彼はまず貧民の経済（＝生活）問題の解決策を主張したのであった。

このように彼の教育論は二次的なものであったとしても、この「学院」構想は、共和制宣言の年にふさわしいアイデアであった。なぜならば、人民のための共和政—そして人民を真に（貧困から）解放するためには、教育はいつの時代にも重要であるからである。それ故に彼も、若し彼らが無知であるならば、そうあらしめないように一層、必需品と教育 *necessaries and education* を必要とすると⁽⁸⁾、強調した。しかも彼は巧みに経済政策と「学院」運営とを結合することを忘れなかった。立派に運営されるこの「学院」の名声、高貴さ、有徳さをしたって総ゆる世界の各地方から若者が教育を受けるために留学することになるので⁽⁹⁾、この共和国へ *to this Common-wealth* 10万ポンドもの利益 *the profit* をもたらすことであろうと述べる⁽¹⁰⁾。そして彼は「イギリスの最高権威者へ。高邁にして尊敬すべき下院議院⁽¹¹⁾ あての請願において、その最後の11項目に「青少年教育の総ゆる修練のため学院を建設すること⁽¹²⁾」を記載して陳情した。しかしその学院の内容・性格等については少しもふれることもなかった。

彼の「アカデミー」論には、革命政権を維持し担当する如き遅しい、不屈の実行力と勇氣ある若者を育成する教育像⁽¹³⁾に欠けていた。また同時代の他の論者に見られるような、知的科学的資質を向上せしめる如き具体的な教育内容に

関する発言⁶⁰は何もなかった。

ただ彼には、貧民も富者も同一視して⁶¹、貧民に教育を施し、その資質を涵養・啓発して、平和的で善良な、正直にして勤勉な、良き共和国人⁶² たらしめようとする志向を有していた。彼は戦争が⁶³ 人々を貧乏にするのだと云う。(この言葉はいつの時代においても民衆の偽らざる気持を代弁したものである)。こうして彼は現在行なわれている「作業場」the Houses 一労役場(授産場)、学校、施療院等一を国家の手により沢山設立すること⁶⁴を主張した。そしてこの考えの延長線上にあるものが、ファーミンの貧民救済、雇用のためのワークハウス論であった。チェインバレンはこうして、すべての貧民、囚人その他をも含めて皆等しく食物と衣服を施与し、労働可能な人と不可能な人とを区別し、働き得ない人々を施療院へ、子供たちを学校と保育園へ into Schools and Nurseries 収容することを提案した⁶⁵。提案としての彼の良き教育論⁶⁶ good education は、一応その趣旨は整っていた。問題はその中味である。

ところで、チェインバレンのこの思考を、彼ら貧民に適應した様式において実践を試みたのはファーミンであった。

既述のようにファーミンは、貧民子弟の教育に「ワークハウスの性質をおびた学校」の説立とその充実を考慮した。この「学校」は、従来の血腥い矯治院・懲治院的色彩の濃いものでなく、彼の博愛主義的立場を強く貫くものであった。すなわちそれは、これまでのワークハウスの運営を、作業内容等に種々工夫と妙味を加え、子供たちをまず労働になれさせ be inured to labour、生活の費用を得ることを教え⁶⁷ taught to get their living、物乞い、盗み等の悪習から脱却し⁶⁸、労働=教育という見地に立って、彼らに慰安と清潔⁶⁹ という、良い環境と労働条件とを与えるものであった。—それはもちろん、後年のR・オーエン⁷⁰ 程ではなかったが。

また、それは時々聖書の「教義問答書⁷¹」を彼らに暗誦せしめ、褒美を与えてこれを奨励し、宗教的情操を養う⁷² という仕組みでもあった。

さてここでチェインバレンは変革された当時のイギリス社会を念頭において教育計画を考えた節があるのに対し、ファーミンは体制内の改革(社会に対す

る働きかけ→社会の矛盾を是正し改善しようとする努力)に基礎をおく教育実践であった。さらにこのことは、同時代の人バニヤン⁽¹⁾が、ファーミンの『提案』出版の年に『天路歷程』を上梓して、人々の魂の浄化と人間変革を求め、当時の社会へ挑戦したのに対し、ファーミンは貧民の経済生活の安定と向上を求めて貧民問題の解決に当ったものと云われよう。

要略すればファーミンの教育論は、労働と教育とを直結するものであって、貧民大衆に労働の機会と作業の場所を提供し、作業方法を指導し、労働環境等の諸条件等を十分考慮して労働する過程の裡に、労働者自身の資質の変革を求める一人間形成を考慮して行くものであった。それはつまり勤勉・誠実な生産的人間の養成 — イギリス初期資本主義へ寄与する労働者育成ということである。つまりこれは、ファーミンの豊かな人生経験と熱心な信仰生活、そして、また彼の如き社会の底辺から立ち上った者の考えた実践哲学とも思われる。彼はこのように、労働貧民大衆の生活と労働に関しては非常な努力を払ったが、労働による収益の分配法については何も発言はしなかった。彼の教育論も従って、労働が主であって公教育的な学校教育論までの発展などは考えも及ばなかった。(イギリス民衆教育論⁽²⁾の本格的展開には、今少し資本の側の成熟度⁽³⁾を待たねばならなかったわけである。)

チェーンバレンには、作業場、授産場、学校・施療院等を踏まいた上でのアカデミーの構想、それは一般教養面をも考慮したと思われる教育計画を有したのに対比して、ファーミンには、そのような一見整った教育体系論はなかった。彼は、産業技術的面の指導の強化徹底と、かかる施設の拡充—つまり彼の貧民指導理念の実際の実用化という志向の上に立って活動した。彼のこの教育実践方式は、チェーンバレンの基礎方式からファーミン—ベラーズ—オウエンへと継承されて行くことになる。

(1), (2) Cf. Chamberlen, *Advocate*, op. cit., p.4.

(3) Cf. *ibid.*, op. cit., p.7.

(4) 青少年たちの海外旅行についての配慮はロックもまた強調したところであった。

Cf. J. Locke, *Some Thoughts concerning Education* by R.H. Quick, pp.184

～7. 服部知文訳329～32頁参照, 岩波。

- (5) Cf. Chamberlen, *Advocate*, op. cit., p.7.
- (6) 同時期の人, ペテターの瑞瑠しい所見 *The Advice to S.Hartlib (The Harleian Miscellany, Vol.6, 1810)* に比較してこの点見劣りする。
- (7) Cf. Chamberlen, *Advocate*, op. cit., pp.3f.
- (8) Cf. *ibid.*, op. cit., p.11.
- (9), (10) Cf. *ibid.*, op. cit., pp.7, 28.
- (11), (12) Cf. *ibid.*, op. cit., pp.47f.
- (13) 例えばフランス革命時にかかるコンドルセ『革命議会における教育計画』渡辺誠訳, 岩波文庫, 一総説を参照。
- (14) この点, ウィンスタンリやレヴェラーズ等のいわゆる革命左派の人々の文献には, 若干かかる点に言及していたと思われる— Cf. Holorenschaw, *The Levellers*, op. cit., p.38. 佐々木訳, 59～60頁参照。
Cf. Sabine, *The Works*, op. cit., pp.576f.
- (15), (16) Cf. Chamberlen, *Advocate*, op. cit., pp. 1, 47, 5, 9, 4. この点既に3で註記したが, チェインバレンの教育像は, 当時の人民を「良き共和国人」たらしめることにあったといわれよう(前掲注13に関連)。しかしその具体的な内容の説明は殆ど見当らない。なおチェインバレンと全く同じことばが, ウィンスタンリによって使用されていることに注意したい。ウィンスタンリは「自由の法」*The Law of Freedom*, (8)5章, 人間の教育の項において「良き共和国人」という言葉を用いる——「第二に, 彼らは政府の特質を知ることによって, 共和政を支持して, それで良き共和国人になるだろう」と。Sabine, *The Works*, op. cit., p.576.
- (17), (18) Cf. Chamberlen, *Advocate*, op. cit., p.5.
- (19) Cf. *ibid.*, op. cit., p.23.
- (20) Cf. *ibid.*, op. cit., p.35. チェインバレンの良き教育の中味は, 読み・書き・計算を教えることであった。for accounts and correspondencies (Of the Persons.)
- (21), (22) Cf. Firmin, *Some Proposals*, op. cit., p.5.
- (23) Cf. *D.N.B.*, Vol. VII, op. cit., p.47.
- (24) 差当りオウエン下記文献参照。
Cf. R.Owen, *A New View of Society (Everyman's Lib.)* 揚井克巳訳, 岩波文庫。
- (25), (26) 中世から19世紀にいたるまで, 農民たちの家庭では, 親に対する従順を主要な徳—それは家族の生計と秩序をたもつため必要な徳—とするためにルターの『教義問答書』を子供に教えた(梅根悟『世界教育史』新評論刊, 247頁参照)。しかし, ファーミンの使用したものは, それと同一書かどうか解らない。
Cf. *D.N.B.*, Vol. VII, op. cit., p.47.

- ②7 周知の鋳掛屋の息子ジョン・バニヤン (John Bunyan, 1628~88) もまたファーマンたちと同様にセクトに属する宗教家、(また小説家)。彼バニヤンは<革命>に際して、議会軍に属しニューポート・パグネル 駐屯守備隊の兵士であったといわれる。著名なニューモデル軍付牧師、のちケンブリッジ大学、キーズ・カレッジ学長となったウィリアム・デルに対する王政復古期における起訴状には、バニヤンの説教を許可した罪が記載されていたと。Cf. Holorenschaw, *The Levellers*, op. cit., pp. 10, 38f. 佐々木訳, ゼミナル⑧, 13, 60頁参照。なお彼の軍籍に関しては、『天路歷程』第二部, 竹友藻風訳, 岩波, 289頁参照。
- ②8 取敢えずラヴェット他『イギリス民衆教育論』浜林, 安川訳, 明治図書, 卷末解説参照。
- ②9 Cf. Smith, *The Wealth of Nations*, op. cit., pp.734~40. 大内, 松川訳④ 第五篇第一章第三節, 特に158~69頁参照, 岩波。
なお梅根前著『教育史』第六章 1 参照。

(4) 労働・経済思想について

チェインバレン, ファーマンの貧民に対する考察は, 彼らの労働・経済論の基礎をなすものであった。従ってまず, 彼らの貧民に対する所見の批判・検討から, 論旨の展開を計るつもりである。

チェインバレンの貧民論の内容については既に触れた。彼はアダム・スミスのことば⁽¹⁾を思わせるように, 貧民の労働⁽²⁾があらゆる国の富と力の根源であるという。それ故, 貧民は富者同様に, 天地の創造物に対しその分け前を要求する権利を持つものであるという⁽³⁾。しかるに現実はどうか。貧民の人口数は多く, また貧民は自らの労働によって自らの生活を維持するだけではなしに, 富者の生活をも支えている。富者は貧民の労働から得るところのものによって富者となっているのみならず, しかも都市における租税負担の重圧にも耐えていなければならないと彼は語る⁽⁴⁾。

さて彼のこの論理から人民の貧困の原因追求が, 更に厳しく痛烈になされてゆく。彼は云う——富 the riches は不正直 dishonest から生まれる。すなわち富者の富は正直な貧民から強奪したか, 共和国から騙しとったかの何れかを示すトロフィーだと。それらの具体的方法は正当な労働 for their just labours に対する正当な賃金の不払 withholding their dues と, 彼らからの

チェインバレンとファーミンについて

苛酷な取立て by exacting upon them という仕方であると⁽⁶⁾。そしてこの結果、貧困は人間を無価値なものとし⁽⁶⁾、富者の富はますます増大し、これと比例して貧民の数はいよいよ増大すると⁽⁷⁾。

さてここから導き出される論理は既に明白であろう。それは端的に云えば、極めて素朴かつ心情的な彼の発言内容ではあるが、分配の不正・不合理に対する糾弾と貧民労働収奪の事実を摘出したということである。従ってチェインバレンには、はなはだラフではあるが、〈資本〉の論理の本質とそのメカニズムについて、直観的な鋭い洞察力を有していたということができよう。このような発言はファーミンには全くなかった⁽⁸⁾。チェインバレンのこの発言は、前述の貧民の労働が the laborious industries of the poor あらゆる国の富と力の根源であるとする（労働価値説的な思考⁽⁹⁾ から導出された）帰結である。彼の発言内容にこのような考えが基礎をなしていることにより、ファーミンとの政策の相違を大きくあらしめた。ファーミンにはかかる価値論的要素は欠如していたが、労働によって金銭を得ることの楽しみを彼らに与えることを工夫した⁽¹⁰⁾。それ故に彼は、社会政策的な発想＝社会改良主義的方法にとどまったものと思われる。

チェインバレンはこのようにして、〈革命〉の事実の上に立って〈共和国〉の方向づけを提案したことになる。それは既述のように、〈共和国〉の生産力向上→貧民大衆（兵士も含めて）の生活確保とその水準を高める、そのためには一気に王領地、教会領地の没収→土地国有化の実施を計画するというものであった。そしてこのような国家財政再建計画にもとずき、さらにその計画を進展させるために国内資本の一元的集中化（共和政への）→合資本制の考慮となる。このような彼の構想は、すでに従来の体制をのり越えるものであり、いわゆる社会主義的体制⁽¹¹⁾へ接近するものとも考えられよう。

しかしながら彼の理論には下記の如き弱点を有していた。それはまず彼の論旨は体系的でなく、その上明快性を欠き、計画実施の手順に今少しく具体性に乏しかった。彼の〈価値論〉を思わせるような内容も、周知のペティ、スミスの如く、「労働」の投下量の大小が財貨（商品）の価値の大小を決定するとい

う明確な論旨ではなかった。そして〈人間〉の労働が…ではなく〈貧民〉の労働が富を（生産する）といういさか歪曲された主張であった。（但し彼には一般重商主義者⁶⁸のごとく貧民を唯単に〈怠惰なる者〉と早計に決して断定することはなかった。怠惰なる者と論定するならば、そこから富の生産者たる思考は生れてこないであろう。）また彼には、富（＝資本）の本質は何かという説明もない。土地国有化、資本の一元的集中化の発想はあるが、モアの如く、私有財産制否定のことば⁶⁹は見当らない。逆にそこには富者・貧者の共存という社会を想定することになる。彼の論理は従って、幾分心情的、直観的⁶⁹な発言内容を含んだものであったと云われよう。

これに対しファーミンの考えは、保守的・反動的体制の進行しつつあったチャールズ二世（1660～1685）のもとにあって、世故に長けた実業人らしく、現実的な視野に立って、彼自身で為し得る社会構造改善的政策であった。上からの体制強化の中で、ファーミンはチェーンバレンと僅か30年余りの歳月の開きがあったにしても、このギャップは大きかった。当時、国家財政の逼迫⁶⁸、自治体や教会活動の無力化の中で、社会の最底辺層の人々＝乞食・浮浪人・かっぱらい等を含めての貧民大衆⁶⁹の救済、援助のためワークハウスの充実、改善化という施策は、誠に時宜に適した方法であった。だがしかしファーミンには、チェーンバレンが構想の基礎とした如き論理を欠いていた。

それは貧民創出の原因とその収奪の事実に対する鋭い分析と批判の論理である。これを元にした自己の改良主義的施策への反省→やがて体制そのものに対する懐疑→反体制の論理への発展ということなくして⁶⁹彼は終った。いうなれば、ファーミンは貧民への倫理⁶⁹は十分あったが、論理は欠如していたということになる。彼は貧民の側に自分を置き、彼らと共感しようと努めたが、そしてまた富の過度の集積に対して反感を有し、貧民の側の生活水準を今少しく向上せしめるべく努力はしたが、結極、貧富の対立に伴う利害調和という程度の線に止ったきらいがある。（尤もこの点、チェーンバレンも曖昧ではあるが。）

(1) Cf. Smith, *The W. of N.*, op. cit., Introduction, p. Ivii, op. cit., 大内・松川訳(→)89頁参照。

- (2) チェインバレンは次のように記述する。すなわち—3. The wealth and strength of all Countries are in the poore;… また 6. …as all riches whatsoever proceed from the labour and industrie of the poor. とある。Cf. *Advocate*, op.cit., pp.(1), 13.

彼は、国の富と力を生み出すものは「貧民の」労働であるとした。この点にスミスとの一周知のようにスミスは「国民の」年々の労働は……とした一大きな相違がある。しかし17世紀前半において、この発言はペティのことばと共に極めて重大であろう。彼らより以前に近世イギリスにおいて、富 riches が労働から得られると説いたものはベーコンであろうか。(Cf. F.Bacon, *Essays*, Everyman's Lib., p.107, 神吉訳, 166頁参照)。

- (3) Cf. *ibid.*, op. cit., p.(1). チェインバレンのこのような主張を極めて明快、巧妙に、当時のイギリス・ブルジョアジーの側から説いたのはロックであったことは申すまでもない(Cf. J.Locke, *Two Treatises of Civil Government*, BK. II, Chap. V. Of Property, Everyman's Lib. 鵜飼訳, 第5章, 岩波文庫参照)。

- (4) Cf. *Advocate*, op. cit., pp.30f. このような表現は、モアの著作にも見られるところである(Cf. More, *Utopia*, op. cit., p.66. 平井訳, 岩波文庫, 62頁参照)。なおまたチェーンバレンが、富者は貧民の労働から得るところのものによって富者となっていると指摘した点は、後年エンゲルスが「資本家は賃銀労働者なしには存在することができない」と科学的に説明した言葉に接近するであろう(F・エンゲルス『空想より科学へ』大内訳, 岩波文庫, 16頁参照)。

- (5), (6), (7) Cf. *ibid.*, op. cit., pp.11f., 20. これらのことばは貧者を労働者に置き換えれば、マルクス・エンゲルスの言葉に甚だ似たものとなる。(大内・向坂訳『共産党宣言』岩波文庫, 42, 55, 62頁など参照)。

- (8) チェインバレンには、一見<労働全収権>を思わせるような発言もあるが、ファーミンには、労働生産物に対する分配原理、不労所得者層に対する非難等のことばは見当らない。また、ファーミンには「…人民全体を食べさせ、着せ、そして住まわせる人々が、自分自身もまたかなり十分に食べたり、着たり、そして住んだりしうだけの自分自身の労働の生産物の分けまえにあずかるということは、まったく公正というほかはないのである。」(Smith, *The W. of N.*, op. cit., p.79. 大内・松川訳(→249頁, 傍点筆者)という言葉もなかった。ファーミンの対象は全くの貧民であって、スミスの労働貧民 the labouring poor よりも更に下層, 底辺の人々をネライ、彼らが怠惰のまままで総てを失うよりも、働かせていくらか失った方が良い——一時的なかかる損失はやがて貧民の仕事への熟練 skillful と勤勉 industrious とによって、豊富な商品を隣人 our Neighbours へ提供することにより償えるとした。このことばは興味あろう。Cf. Firmin, *Some Proposals*, op.cit., pp. (1) f.

- (9) チェインバレンの発言は「 」付の一貧民のという言葉であることに注意せねばな

らないが、「労働価値論」の方向を指向していることは確かであろう。

- (10) Cf. Firmin, *Some Proposals*, op. cit., p.109.

ファーミンは貧民たちの所得が苛酷な労働条件（僅か6ペンスを得るのに、一日16時間もの労働が必要であった）によるものなので恩恵 Charity を施そうとしたと。（Cf. *The Life*, op. cit., p.31）しかしここから彼は収奪（搾取）の論理を抽出することは、ついでにできなかった。ファーミンは「学問ある」（*Ibid.*, op.cit., p.45）人であったにも拘らず。

- (11) エンゲルスのようなことばに対比して。このような意味合いではオウエンの思想の先駆者の一人とも云われよう。従ってフュスもチェインバレンを「中道を行くユートピア」の一人にあげている（J. K. Fuz, *Welfare Economics in English Utopias*, 1952, *Middleway Utopia*, pp.34~37. 但しフュスのことばは原文からではなく、ジェムズ、ベア、グーチ、ファーニス等からの引用が多い）。

- (12) 富を重視した重商主義者たちのうち就中、——生産過程ないし労働重視の考えを有したといわれるT・マン(Cf. T. Mun, *England's Treasure by Forraign Trade*, Oxford, Basil Blackwell, 1959, pp. 9f, 19, etc. 渡辺源次郎訳『外国貿易によるイングランドの財宝』東大出版会, 24, 25, 40頁など)ですら、寡婦や孤児の貧窮は、彼ら自ら招いたむきもあると非難することばも見られる。（前掲渡辺訳「東インド貿易論」第四節寡婦その他の貧窮について参照）。重商主義者たちは貧民を手段として考え、彼らに仕事を与えることを上からの授恵の行為と一般に思っていたであろう。しかしこれは当時としては当然のことではあったが。

- (13) Cf. More, *Utopia*, op. cit., p.66. 平井訳63頁参照。しかしチェインバレンには次のように述べる言葉がある。—「貧民は貧しくあるべきでない」とか、また「自然・理性・宗教に照らして富める者は継続して富み、貧困なる者は常に貧しかるべき必然性が存在するのか」と返答する条がある。Chamberlen, *Advocate*, op. cit., p.12. Cf. Margaret James, *Social Problems and Policy during the Puritan Revolution 1640~1660*, London, 1930, p.280. （ジェームズは上記の点がモアに欠落した発言であるとチェインバレンを評価する）。

- (14) Cf. Chamberlen, *Advocate*, op. cit., p.39. たとえばここにはこんなことが記載してある。—「財産のない正直者は資産のある不正直者よりも信頼される。…しかし千人の保証人よりも有能且つ正直な一人の人を見出すことは遙かに容易でない」と。（さてこのようなことばは、幾分、18世紀アメリカの代表的人物たるB・フランクリンのことばを想わせよう。 Cf. B. Franklin, *Autobiography*, *Everyman's Lib.*, pp.71f., 80f. etc.）。

- (15) 長谷田泰三『英国財政史研究』勁草書房、第一章三、10頁に「1660年チャールズ二世は国民欲呼の中に英国へ帰ったが、財政的には破産を相続したとでもいうべき状態であった」と記述されている。

- (16) Cf. Trevelyan, *Illustrated*, Volume Two, op. cit., p.131. 林訳中巻110～111頁参照。
- (17) ファーミンには最早、コモンウェルスということばはきかれぬ。ファーミンは王国 the Kingdom という語を用いる (Cf. Firmin, *Some Proposals*, op. cit., p.(12).)。なお彼には一ヶ処だけチェーンバレン氏 Mr. Chamberlain と呼ぶ文脈がある。P・チェーンバレンかどうかは不明 (Cf. *ibid.*, op. cit., p.(6).)。
- (18) いうなれば、ファーミンの『若干の提案』それ自体が表題の副題そのものである。すなわち「エペソ書」4章28節—「…むしろ貧しき者に分け与え得るために、手づから働きて善き業 the thing that is good, をなせ。」—と。なお彼の文脈、行間にもそのことはあらわれている。例えば「良心の法廷」の設立や貧民達を教区に招かれた客人と呼ぶが如き。Cf. *ibid.*, op. cit., pp.15, 22. etc.

チェーンバレンの経済構想は、土地解放＝農業⁽¹⁾を中心とする一基底とする、工業⁽²⁾(製造業)そして商業⁽³⁾(交易 trade)の展開ということであろう。彼にとって当面する問題は、貧民大衆(兵士を含めて)の早急な雇傭の解決策であった。しかも緊急にかかる人口を吸収できるのは、周知のように、当時、未だ農業国⁽⁴⁾であった17世紀後半のイギリスにとり、それは正に原始産業たる農業に外ならなかったろう。彼の目標は、ウィンスタンリー⁽⁵⁾の如く公平な社会秩序→土地公有論の如く、自営農業者⁽⁶⁾の育成にあったと思われる。そして半面、公営企業の拡大に依る生産力の向上→貧民をこれら企業に吸収→豊富な財貨を貧民へ安価に提供する→貧民大衆の生活向上⁽⁷⁾ということを考えて。

彼は「土地 Lands はいつまでも公共のために止めておくことができるが、貨幣は羽根をはやして飛んでゆく⁽⁸⁾…」という。このことばは土地の生産力の恒久性に留意し、そして土地の再生産性に着目した言葉であり、更にこの言葉を通して土地の重視—土地所有関係への配慮—を示したのものであるとも推量できよう。彼は土地問題を通して農業振興策を考えたかどうかその辺りは不明である。しかしベティが農業生産者⁽⁹⁾(独立生産者＝自営農)を擁護し、「未熟な産業資本⁽¹⁰⁾」を背景にして発言していたことを考える時、チェーンバレンの場合には、レヴェラーズやディガーズも対象とした社会の最底辺層の人々(小生産者層を含めて)であったと思われる。そしてハートリブが『マカリヤ王国』

第 2 号

において、農業そのものの質的改善⁶¹⁾を奨励したのとは異なり、チェーンバレンは土地改善—耕作地の拡大、不毛地の耕作地への転換—土地生産性向上に注目したのである。彼はこのように土地問題を彼の経済（産業）論の中心的視座に据え、ここから公営企業（＝製造工業）へと考えを発展せしめた。そしてこれらの運営資金＝公共事業資本の源を、彼は「オランダ、イタリー、その他における総ゆる他の銀行の利点をもつ⁶²⁾」と称する公営銀行に求めたことになる。ここから交易（＝外国貿易）は盛んになり、国内は平和に、軍隊は必要なく、外国人の往来は繁くなり、この銀行はヨーロッパにおける銀行の親銀行になるだろうということを主張した⁶³⁾。

だが既述のようなチェーンバレンの経済構想に匹敵すべき全体像は、全くファーミンにはなかったのである。だが彼はチェーンバレンの説く公共資本によるワークハウス拡充計画を実行し、その規模と内容、組織、運営等をいろいろと工夫し、やがてマニュファクチュアへの展望をも示した。この点にチェーンバレンに欠落していたワークハウス、学校等の内容、運営面の充実をファーミンは意図した訳である。ファーミンはこのようにして単純家内労働と家内手工業的（これが、実は彼の意図したワークハウスの実質的の本体であったが）方法との巧みな結合、そしてこの延長線上に工場制手工業と見られリンネル・マニュファクチュア⁶⁴⁾が示されることになる。ファーミンは貧民の立場においての集団的相互協力的方法によって、貧民大衆の生活向上を考慮した。これに対しチェーンバレンの場合は、上からの権力＝共和制による公共事業の拡大、土地国有化という方法による貧民大衆の生活向上、つまり貧富の平等化を考えたといわれよう。

ファーミンの貧民救済の具体的対象地区は、「ロンドン市の周辺⁶⁵⁾」であった。しかも彼の上記の方法によって優れた実績をあげたことが、今日記録されている⁶⁶⁾。この点、イギリス社会全体の経済構造を問題としたチェーンバレンの展望に比較して限局されたものであったが、ファーミンの提案の方がより実際の且つ便宜的であったろう。なぜならば、その理由の一は財政逼迫して破産寸前の共和政府⁶⁷⁾（それなればこそチェーンバレンの方策は財政再建論でもあっ

チェーンバレンとファーミンについて

た)よりも17世紀末期のロンドン市⁶⁸⁾は、イギリス国内で当時一番富裕な財源を有していたであろうから。こうしてファーミン⁶⁹⁾は授産場、病院、慈善院 charitable Houses等を拡充するため、場所 a place、抵当物件 their Pawns、金銭などを貧民の便宜のために、資本としてロンドン市当局から援助を受くるよう期待した。そしてそれは決してロンドン市への損失ではなく no less to the City、市へも利益をもたらすものだと説明した。

彼の救済方法は、三本建⁶⁸⁾へのハウスを中心(なおその外に各自の家庭内労働もある)にして、囚人・出獄者対策と良心の法廷の設置、それにハウス内の指導の実際、年金受授法の改善、教区における乞食・浮浪者などをも含めての貧民の扱い方、教区相互間の貧民数の調整等々、木目細やかに貧民救済⁶⁹⁾の実をあげるというものであった。換言すれば、ファーミンの経済・社会政策の徹視的、短期的方法に対しチェーンバレンの巨視的、長期的方法ということになるだろう。

ファーミンの主張—教区からの怠惰な貧民の一掃→ハウスの利用→「自分の労働で by their own labour で衣食住の道を得る⁶⁸⁾」→陽気で楽しく⁶⁹⁾ much more happy and cheerful 仕事をする→正直な貧民⁶⁹⁾ the Honest Poor (→つまり生産的貧民労働者の養成)→(スミスに抛るまでもなく労働生産性の向上であり→)王国繁栄⁶⁸⁾への道であった。

ファーミンのこの主張は、彼の博愛心にもとづく、貧民に対する正しい人間としての義務感と実行への情熱の発露であって、誠に立派な一個の誠実な救貧論者としての史上に輝く貧民救済の記念碑であるだろう。しかし問題は、彼のような提案の実施が、ロンドン以外の都市(や農村)においても実行可能であったかどうか。次に彼の誠実と実行力には敬意を表するとしても、彼には社会科学に対する知識の欠如から、貧民創出の原因⁶⁹⁾にまで認識することは不十分であった。この点にこそ、ファーミン救貧論の限界があろう。このようにして彼の政策体系は、社会改良主義の領域に、止まることになる。

- (1) 彼の土地解放は既述のように土地の国有化であったが、それはやはり自営農民の育成ということであろう。(しかしチェーンバレンにはこの点ははっきりしない。)彼の

第 2 号

主張に明確なことは土地の改良、耕地の拡大という点である。但し彼には Husbandry という語は見出される (Cf. Chamberlen, *Advocate*, op. cit., p. 3)。しかし興味あることは、彼の長男 Hugh Chamberlen (1630~17?) は 外科医としてよりも当時、土地銀行家として活躍したので有名。これについては、杉山忠平氏の力作『イギリス信用思想史研究』未来社、第三章参照。(Cf. *D.N.B.*, Vol. IV, op. cit., pp. 11f. 15.)

(2) 彼には「工業」ということばはあまり出てこない。Cf. Chamberlen, *Advocate*, op. cit., p. 3.

(3) 「交易」という語はチェーンバレンに良く使用される。Cf. *ibid.*, op. cit., pp. 3, 6, etc. また彼には new Colonies and Plantations (Cf. *ibid.*, op. cit., p. 4) という語を用いる個処もあるが、イギリス初期重商主義期にあった論客の一人として、「交易」や「植民」に関心を寄せたとしても当然のことであつたらう。

(4) 同時代の人 サミュエル・ハートリブ (Samuel Hartlib, d. 1670?) の『マカリヤ王国記』 *A Description of the famous Kingdom of Macaria*, 1641 (*The Harleian Miscellany*, Vol. I, 1808) は真先きに農業問題をとりあげる。(Cf. *Macaria*, op. cit., p. 581. —これについては差当り田村秀夫「イギリス革命のユートピア」56~7頁参照—『経済学論纂』第八巻第四号, 1967, 7所収)。邦文献としては小松芳喬『イギリス農業革命の研究』岩波, 402~4頁参照。

(5) Cf. Sabine, *The Works*, op. cit., pp. 493, 513.

(6) 筆者の判断である。チェーンバレンはまず貧民に土地を与え耕作し定着せしめようと考えたと思う。しかしその規模その他については不明。彼に対し、ペティやハートリブの描く自営者層はチェーンバレンの考えよりも、より上層に位置する農民と思われる。Cf. Hartlib, *Macaria*, op. cit., p. 581; ペティ『租税貢納論』大内・松川訳, 岩波文庫, 第四章13参照。

(7) Cf. *Advocate*, op. cit., pp. 47f.

(8) *Ibid.*, op. cit., p. 19. 土地の公共性という思考は、17世紀の末葉における土地銀行論者にとくに強かったといわれる(杉山『信用思想史研究』第八章特に271頁, トマスのことばを参照)。

(9) 松川『ペティ』190頁(註)(7)参照。

(10) 渡辺輝雄『創設者の経済学』136頁。

(11) 彼は、『王国』において「その方法によって全王国が豊饒な農園のように like a fruitful garden なる」と云う。Hartlib, *Macaria*, op. cit., p. 581. (この点田村氏も指摘「ユートピア」56頁—『経済学論纂』8.4所収)。なお彼にも土地改善という言葉はある。念のため。更に、Cf. S. Hartlib, *His Legacy of Husbandry*, 1655, pp. 289, 290, 303 etc. (農・綜・研所蔵)。ここには、そらまめ Saint Foine の種子の蒔き方, クローバ草 the Clover-grass の紹介, 肥料 manuring を沢山与

チェーンバレンとファーミンについて

えることや果樹栽培などについて記述されている。

- (12) Chamberlen, *Advocate*, op. cit., p.28.
- (13) Cf. *ibid.*, op. cit., pp.7, 28.
- (14) Cf. Firmin, *Some Proposals*, op. cit., pp. (19), (24). 彼は次のように云う——
「若い子供たちについていうならば、リンネルをぐ紡ことより容易に覚えられるものはない。……」と。*Ibid.*, op. cit., p.(8). 彼自身も私財を随分と貧民に提供したらしい (Cf. *Dictionary of Political Economy*, Vol. II, 1917, pp.84f.).
- (15) これはファーミンの『提案』の副題を示すことば——*Epecially in and about the City of London*,——である。当時の模様をトレヴェリアンは「貧民は市から城壁の外の「管轄地」の貧民窟……に群をなして出て行き、其処で、幼児の巨大な死亡率にも拘わらず非常に増加した。」という。Trevelyan, *Illustrate*, op. cit., Vol. Two, p.146. 林訳、中巻、136頁。
- (16) 例えば天川氏は「しかしゾムバルトによれば「ワークハウスの古典的国」であるイギリスでは…… (Cf. W.Sombart, *Der Moderne Kapitalismus*, Erster Band / Zweite Hälfte, 1/2, S.819.)。即ちエリザベス法の公布より、半世紀以上遅れて1662年の設立法によりロンドン市 Aldersgate にファーミン Firmin が設けたのが、ワークハウスの濫觴であるといわれる。」と指摘する。天川潤次郎「十八世紀を中心とするワークハウス制度の展開」153頁 (矢口孝次郎編『イギリス資本主義の展開』有斐閣、所収)。ファーミン自身も「アルダースゲート」の授産場についてその構想を説明し、他の個処において「アルダースゲートの教区は豊かな教区で貧民は極めて少ない」と述べている。Cf. Firmin, *Proposals*, op. cit., pp.(13)~(15), (17).
- (17) 長谷田『財政史研究』第四章参照。
- (18) G.N. Clark, *The Wealth of England*, The Home Uni. Lib., pp.93~6.
- (19) Cf. Firmin, *Proposals*, op. cit., p.(21).
- (20) ファーミンには ①本来の作業を主とする大人を対象とするワークハウス ②幼い小供たちを対象とする学校の性質を帯びたもの ③貧民の牢獄へ行くことを防ぐ慈善院 Charitable Houses (や病院 Hospitals) という三本建ての構想であったと思われる。Cf. *ibid.*, op. cit., pp.(20), (40), (22).
- (21) Cf. *ibid.*, op. cit., pp.(14)f.
- (22) *Ibid.*, op. cit., p.(15).
- (23), (24), (25) Cf. *ibid.*, op. cit., pp.(15), (20), (19), (22).
- (26) 貧民つまりは近代におけるプロレタリアの発生は資本主義体制に必然であるということをエンゲルスは、1845年『イギリスにおける労働者階級の状態』(マル・エン選集2, 新潮社)として発表した。

5 ま と め

既述のように、革命当時、共和政府の周辺には、優れた異色の論客たちが集まっていた。ここでとりあげたチェーンバレン、ファーミンもその資格十分の人達であった。

チェーンバレンの革命政権への献策＝社会、経済政策の中心施策たる貧民雇傭、訓育指導の方策は、当時の政権にとり、実際には受け容れ難いものであった。かかる急進的政策は——富と力の創造者である貧民労働を巧みに自然・理性・宗教に結合し、土地国有化を計り、資財の共和政府への一元的集中化を意図するような主張は——共和制維持の基盤たる長老派、独立派の利害と衝突し、異端として排除されねばならなかった。のみならず反えて、革命の成果を拡大しようとする者に対しては、クロムウェル政権によって容赦なく痛烈な打撃を加えられ、打倒⁽⁴⁾された。しかしチェーンバレンの貧民救済のための、これ迄に述べてきた三位一体的新しい社会秩序は、もし革命政権の採用するところであったならば、ハートリブの『マカリヤ王国⁽⁵⁾』の評価と共に、真に貧民解放に役立ったことであろう⁽⁶⁾。

さてファーミンは、このチェーンバレンの構想の延長線上に立って、ワークハウスの内包的且つ外延的拡充を試み実行した。それは極めて後退した内容のものではあったが。しかし、それは一応の成功を納めたもの⁽⁴⁾と判断できるであろう。ファーミンは原則的には共和主義者⁽⁵⁾であったといわれる。既述のように、彼は敬虔かつ誠実なる社会改革論者で、彼の施策の特徴的傾向は〈実践〉ということであった。そしてその内容は博愛主義的社会改良主義であった。しかしここからは、当然チェーンバレンの如き鋭い体制批判の思想は、生れてなかった。

既にもはや附加すべき説明は不要であろうが、今一言云えば、彼らの思想は、その後の社会思想家、運動家たちに、いろいろと趣向を変えて継承されることになる。——ベラーズ→オウエン、そして降ってゴッドウィン、ホジスキンと。次はロックスマスの時代となる。しかもスマスの後継者D・リカー

ドウにより、労働価値説は鮮明に論証せられることになる。そして貧民論は——イギリス産業革命の展開と共に十九世紀のプロレタリア窮乏論として本格的に論議され⁽⁶⁾、初等教育の問題も周知のごとく十九世紀に至り初めて実行に移されることになる。

- (1) レヴェラーズやウィンスタンリーについては周知の通り。ファミンもまた被害者であった。そしてこのようなことは、いつの場合でも同様である。従ってマルクスは「……だから政権を握ったブルジョアにとっては、労働者を武装解除することが当面の急務であった。そこで、労働者の力によって革命がたたかいとられたあとではかならずあたらしい戦争がおこり、それは労働者の敗北におわたったのである。」という。(川崎七瀬訳『フランスにおける内乱』青木文庫、10頁)。
- (2) Cf. Holorenschaw, *The Levellers*, op. cit., p.37. 佐々木訳58～9頁参照。ここでホロレンショーはハートリブの『王国』を高く評価して、「彼は時代にはるかに先んじていた indeed many years ahead of his time」という。
- (3) ベアも「諸改革が、もし実行されるならば、貧乏人は、規則的な雇傭と教導と、以前にはかれらのまったく知らなかった善良で秩序だった政府との条件のもとに導かれるであろう。…」と説く。Beer, *A History*, Vol, One op. cit., p.74. 大島訳(→147頁)。
- (4) ファミンの貧民雇傭策は、一時に16,000名もの人々を就業せしめることができた。Cf. *The Life of Mr. T. Tirmin*, op. cit., p.31.
- (5) Cf. *ibid.*, op. cit., p.62; *D.N.B.*, Vol.Ⅶ, op. cit., p.47.
- (6) E. J. ホブズボーム『市民革命と産業革命』安川、水田訳、岩波、第二部第十一章 労働貧民、参照。

〔附記〕 本稿の骨子は経済学史学会第35回大会(1971.11.明治学院大学)において報告したものである。その際、会員諸氏より数々の有益な御批判、御教示等を得た。また中央大学・田村秀夫先生よりは表題の人物に関するすべての底本借用閲覧等の便宜を戴いた。その上、明治大学・坂田太郎先生、東京教育大学・浜林正夫先生よりは、文献・資料閲覧等の便を得た。加えて福島大学・経済学部分館からは今回もまた屢々図書閲覧等の利便を受けた。本稿執筆に当り、記して心から謝意を表します。

(1972年9月29日脱稿)